

# 刑 政

刑 務 協 會 發 行

第 六 十 六 卷 第 二 十 號

日本指紋法

四六版裝幀 美天金アート刷  
寫眞版百頁 總頁數參百五十頁  
定價金貳圓 內地送料十二錢

本書は現行の指紋分類を基礎とし従來の繁を去り素を補ひ簡要宜を得たるもの苟も指紋の原則を知らんとするものは本書によつて忽ち釋明さるゝことあるべし

- 完全なる指紋原紙にあらざれば前科ある者も之を發見することが出來ぬ
- 完全なる原紙を作成せんとするには指紋法分類上の知識が必要である
- 指紋分類上の知識を得んとするには本書に據らざるべからず

◀色特の書本▶

- 一、日本に於ける指紋法唯一の原典なること
- 二、分類上基礎確立したること
- 三、指紋法の革命たる觀あること
- 四、實物指紋及圖解豊富なること
- 五、分類統一の使命を有すること
- 六、實費を以て提供すること

受刑者保護の進歩誘發に就て

近來の行刑の誇りとするに足るものは受刑者保護の發達である。刑罰の本質論が科學的に喧ましくなればなる程受刑者保護の思想は一層強調になつて來る。而して此の受刑者保護の代表と見るべきものは實に教化と衛生とでなければならぬ。而して此の受刑者保護の代表と見るべきものは實に教化と衛生とでなければならぬ。而して此の受刑者保護の代表と見るべきものは實に教化と衛生とでなければならぬ。

夫のカーンバル、モイスが受刑者の精神的保護を創めてより三百年後の今日に至るまで世界の何れの國の教誨師達も精神的教化の最善なるものを發見すべく日夜孜々と努めて居る。吾々はその代表的人物としてワグニツツやクラインやクロネを挙げ得るではないか。而して彼等の努力や實に他の何物にも屈從を許さない、彼等は只管彼等の使命に突進したのである。彼等の共鳴せざる刑罰論に妥協することなく彼等の確信に動いたのである。かくして受刑者の精神的保護の進歩は今日に誘はれて居る。

又行刑衛生の發達を見よ。ハワードが行刑衛生の不秩序を敷いて以來總ての保健技師等はその學校に信頼して政策に屈從することを避けた。自然現象の左右するところ一般社會も刑務所も同じ治療に向はねばならぬとの思想はクレベリンの道破するところ一般つた。時の政府が獨居政策を鼓推したるに對し獨居は人の精神を減ずものだと述べて醫學的立場を闡明したるものにペールやレツプマンがあつた。今日の行刑衛生の進歩も亦屈從せざる創設的なる之等の人々に負はざるを得ない。

而して今日に至るまで我が行刑界の教誨師や保健技師の中から未だ受刑者保護の代表的人士の生れざるは甚だ遺憾である。否今日の我が行刑界の受刑者保護思想の誘發は寧ろ此等の人々以外より唱へられて居る有様である。

茲に於て吾々は敢て主張する。教誨師保健技師諸君よ、世界の舞臺は廻つた。諸君の中からクロネやレツプマンに代る人物の出ることを。



刑政 第參拾六卷 第拾貳號目次

受刑者保護の進歩誘發に就いて……………卷頭言

◆ 震災と刑務所建築……………工學士 蒲原 重雄(三)

弱年受刑者の處遇……………

……………豊多摩刑務所長 寺崎 勝治(七)

再び保健技師に就いて……………

……………保健技師 渡邊 賢(九)

◆ 改正刑事訴訟法に就いて……………

……………檢事總長 鈴木喜三郎(二〇)

◆ 行刑學の研究……………文學士 佐々木英夫(二五)

少年刑務所に於ける教務の考察……………

……………教誨師 吉留 義憲(三〇)

英國に於ける行刑狀況……………野 尻 生(七)

合衆國少年裁判所審理標準調査……………野 尻 生(二〇)

常識の泉……………(四〇)

行狀統計(十月)……………(四六)

叙任……………通牒……………彙報

□ 福井刑務所便り

□ 刑務教誨諮詢會

□ 生田司法屬の轉任

□ 官衙刑務所新築教誨堂入佛式概況

會報

□ 震災刑務職員の表彰並刑務賞與授與式

□ 教化用活動寫眞刑務所巡回映寫

□ 會計檢査院及び食糧局の引上

□ 贈與金

□ 資金募集の先驅

震災と刑務所建築

蒲原 重雄

人の世の終極を思せたあの大地震火災の後早や三月に余る朝夕が流れ去り、世は複與の營みに忙しい此頃となつた。余りにはたゞしかつた人の心にも幾分の落付きが見らるゝ此頃である、刑務所再建の大問題に直面する吾々が自らの立場から此場合二三の考察を述べるであらう事も、強ち時を得ないものでもあるまい。震災後吾々の注意を引いた種々の事柄の中に特に吾々の文化に對する不信或は嘲笑的傾向のある事實を認める。或者は自然の前に人の營みが如何に憐む可き姿を暴露したかを指摘した、又或る者は我々の文明が如何に頼む可からざる者であるかを説いた。

しかしながら人間の生み得たものゝ總てが如何に惨めな姿を自然の前に暴露しよう共吾々の文化を笑ふ事は人類として許されてはならぬ事である、それは直ちに人間性を否定する事であり更らに血を以つて築き上げられた生活その者への裏切りであるからである。吾々の文化は自然への反逆ではない。自然に順應して力強き生の意識を認識する貴い努力である事を忘れてはならぬ。

吾々の文化―科學と藝術―は決して完成せる者ではない。しかし吾々はより高き文化の建設にあらゆる努力を捧げねばならぬ者である事を銘記したい。

「空前であつた。しかしこれを絶後の者としなければならぬ」此の覺悟はかゝる大災の後に處する吾々が當然自らの覺

悟とせねばならぬ處の者であらう。

扱て今回の大震災に就いて誰もが痛く感じた事は煉瓦造建築の意外に耐震力のない事であらう。我國では洋風建築と云へば直ちに煉瓦造建築を思ひ浮べる程その數が多かつた。これは明治時代に外國より移入された建築構造の殆んどすべてがそれであつた爲めであつた。鐵骨構造の如きも亦同時に移入された者であつたが、比較的少數の大規模建築にのみ用ひられ、しかも殆んどすべてが煉瓦或は石を以つて被覆した爲め洋風建築なる概念は直ちに煉瓦造建築の概念に置き換へられた感があつた。元來建築構造の學理的基礎が確定されて長足の進歩を見せたのは極めて最近の事であつて、只單に重力のみを考慮に入れた靜力學的安定の上に幾分の學理的根據を有し他は殆んど不正確な傳統と經驗の上に成り立つたのが從來の建築構造であつた。煉瓦、石造、舊來の木造の如き重にそれに屬する構造で特に煉瓦造、石造の如きはこれ以上に發展の余地を認められ難い構造法である。近代科學の周知にして深遠なる學理に根底づけらるゝ鐵骨構造鐵筋コンクリート構造及び木造構造の現るゝに及んでは煉瓦、石造等の構造法は正に絶滅に瀕し、たゞ僅にその惰性に依つて存續を許さるゝ極めて影の薄い者であるのである。かゝる構造法が何故に我國には比較的近代迄多數に存在し得たかと云ふに、それは我國都市建設が未だ舊時の建築法に支配されて居た明治中期であつた爲めと、その時代の建築學に育まれ吾々先輩のそれに對する執着と、最後に經濟的の要求が然らしめたのである。

地震を経験せぬ大陸のしかも近代科學に交渉なき不完全なる建築構造をそのまゝに移し植へて成立つた我國の煉瓦造建築が今回の如き未曾有の大震災に際して、もろくも崩壊したと云ふ事は當然と云へば當然だと云はれぬ事もない。

かう云つて仕舞ふと鐵煉瓦、石造の如きは絶対に建てゝはならぬと云ふ事に取られるが、適當の補強方法一重に鐵骨鐵筋コンクリート構造法より導かれた一を講ずる事に依つては可也の強度を具有せしめる事は可能である。同じ様に鐵骨鐵筋コンクリート構造は如何なる場合にも安全であるとは云ふ事は出來ない。

精巧なる機械が極めて僅かの狂に依つて全然使用され得ない如く鐵骨、鐵筋コンクリート構造に於ては尤も正確な算定と、精密なる施工法とが絶対に缺かれてはならぬ。然らざる場合の結果は反つて煉瓦石造よりも始末の悪い者となる事を知らねばならぬ、たゞ構造の性質から論ずる時に鐵骨鐵筋コンクリートは煉瓦、石造の比でなく、多くの要求を満足する者と云ふ事が出来るのである。最後に木造建築構造は如何と云ふに、之れは我國は元より他の國に於ても尤も古くより發達した構造法で經濟的要求、地理的關係と人類のそれに對する愛着と、そして或る條件を——非耐火、非耐久——考慮に置いて學理的にも根底づけらるゝ事等の強みを以つて發展の前途を無限に持つ構造法であるのである。

かくの如く論じ來つた吾々が目を刑務所建築の上に轉ずる時に此處にも現代建築界の一致せる意見である鐵骨、鐵筋コンクリート構造の高調を見出す、我國刑務所建築が殆んど總て煉瓦造であつた事の原因は先きにも述べた通りであるとしてそれ等が今日存續を許されぬ理由も亦明になつた。その上に嚴とした事實が震災地方の刑務所の上にそれを示したのであつて見れば、特に社會の安寧と建築その者の強度とが非常に微妙なる關係——今回の震災に刑務所に於ける囚人脱走の噂が如何に附近住民を混亂の渦中に投じ去つた事であつたか——にある刑務所建築の如き何を置いても先ず舊來の不完全なる煉瓦造を排して近代科學の保證する鐵骨或は鐵筋コンクリート構造に依らざる可からざる事は余りに明な事柄であらう。

抑刑務所建築に就いては之れを三方面より論ずるのが至當であらう。それは社會民衆の側よりするものと、刑務所或は國家よりする者と最後に囚人の側よりする者の三つであるが、此際自分は社會民衆の側より論ずる事を最も重いものと考へる。なんとすれば如何なる者も社會的に意義づけられる者でなければ今日存在が許されぬであらうからである。社會はその安寧を權利として持つて居る、如何なる際にも社會はその安寧を脅かされざる事を要求し得る。今回の如き大災に際して人心やゝもすれば流言蜚語に迷い物情極めて騒然たるが如き際に少くとも刑務所に對してその囚人の守

護の安全を要求し、刑務所建築は特にかゝる際その期待を満足す可き義務のある事は當然過ぎる程當然な事である。かかるに事實は社會の信頼を裏切つて社會と囚人とを嚴めしくも隔て、居た周壁は悉く破れ刑務所内部の混亂——社會より見た——は暴露されて民衆は救ふ可からざる不安の渦中に陥つたのであつた。此場合自分は問題をその周壁に迄縮少するのが便利であろうと思ふ。社會は刑務所の内部をうかがい知る事を許されて居ない。社會の知り得るすべては只周壁に歸するであろう。故に社會が社會とその内部を限る周壁に重大なる意味を懸ける事は當然な事であつて、内部の實狀の如何に關せず周壁が如何なる突發的事故にも絶対に安全である事を要求し得らるゝ事も之亦當然な話である。自分は刑務所建築の社會的意義を重んずる意味から刑務所建築の周壁は第一着に徹底的の改造をなさる可き者であると思はざるを得ない。即ち今回の復舊乃至再延に於て周壁は何を置いても先ず舊來の煉瓦壁を根本的に排し去り鐵筋コンクリート壁に更ゆ可きであると信ずる。行刑の中心問題は單なる周壁の如何に依りて左右さる事なしと云ひ或は眼前の經濟問題に捉れて半壞の煉瓦壁を再び用ひんと云ふが如き此の重大なる周壁の社會的意義の前に再思す可きであらうと思ふ。勿論刑務所内部の諸建築が悉く完全である事が社會安寧の上に非常に大なる關係を持つてであらう事も亦明過ぎる程明である。何となれば此等の建築の倒潰或は危険に瀕する事に依つて戒護機關が根底的に亂さるゝ状態を想像し得ないではないからである。この場合の結果はより以上に恐る可きものであるかも知れぬ。たゞ當然爲す可き刑務所完成の事業に於ける着手の順序としては先ず第一に周壁が考慮に入れらる可き者と云ふのである。

今回の震災が及した被害は誠に人の世の歴史に超ゆる者であつた。しかしながら、それに依つて學び得た數々の貴い物を以つてその被害を償つて余りあらしめ様とするのが人類としての吾々の務ではないか、大自然の前に畏縮して徒らに消極的の彌縫策をのみ講じ或は豫想さるゝ事故に向つて徹底的の方法を講ぜざるが如きたとへ如何なる辯護の辭があらうとも人類を死に導くもので許す可からざる事である。吾々は此震災を紀元とする我刑務所の完成に徹底的の努力を捧げて行き度いと考へる。『空前であつた、しかし絶後の者としなければならぬ』此の標語を再び掲げて此の稿を終る事とする。

## 弱年受刑者の處遇

(其の三)

寺崎 勝治

### 八 作業の賦課

【第二】 作業は勞務の種類及び分量を豫定して之れを強制するを本質とするのである。けれども受刑者の意思活動を餘りに多く制限すれば天才技能を伸展するの餘地がなくなる。又受刑者の希望を一も二もなく排斥すれば職業訓練の興味熱心を奪ふからして終に其の向上發展を阻害するのである。

作業は左の要素を包含する。

- 一、作業は懲戒の手段である。作業は受刑者が與へられた仕事を完成するの義務を有つて居る。さうして懲罰其他の方法に依り義務履行を強制されるのである。
- 二、作業は行刑費の補足である。多額なる行刑の國費を補足するために作業を課するのである。
- 三、作業は健康保持の方法である。受刑者の心身發達身體保全の上からして勞働に就かせねばならぬ。
- 四、作業は勤勉の美風養成である。吾々が腕を以て衣食し汗を以て生活するは堅實なる生活に外ならぬ。
- 五、作業は職業訓練の方法である。受刑者の職業準備訓練ともなり、又職業そのものゝ訓練ともなる。
- 六、作業は生活資料の蓄積方法である。受刑者の賞與金は善行の報酬勤勉の結果であつて、釋放後に於ける生活の資

本改心の資本である。

【第二】 作業の訓練は啓發的でなければならぬ。

受刑者の天才技能を伸暢充實させるには啓發的自勵的創造的に作業を指導しなければならぬ。注入干渉、命令の結果個性を發揮することが出来ないやうにするのが最も拙劣であつて、弱年受刑者にあつては殊に此の點に就いて注意の必要がある。

【第三】 屋外作業を奨励しなければならぬ。

自然と人生とは離るべからざる關係があつて、自然の感化を受けることが甚だ大である。而して其の受ける感化や影響は良好であるからして可成屋外作業に就かせる方が良いと思ふ。

【第四】 女子にあつては家庭生活に適應する作業に就かしめることにせねばならぬ。

女性殊に弱年女子受刑者に對しては炊事、料理、洗濯、裁縫、育児、看護等所謂家事に屬する作業を選択する必要がある。

## 九 衣服飲食

弱年受刑者の衣服飲食に就いては取り立て、論ずる程のことがないが、發育に十分なる飲料及び食物を攝取させなければならぬ。而して衣服は保健上厚着をさせないやうにせねばならぬ。唯收容當所に於ては如何なる色の衣服を給與すべきかの問題がある。吾人は收容當初即ち獨居の時期は如何なる色合でも良いと思ふ。

## 十 結 論

弱年受刑者の處遇問題は一般受刑者のそれに比較して異なる點は二三ある。即ち弱年者たること、不良性あること、二點であるからして此の方面に關して特に留意するの必がある。彼れが弱年にして思慮分別十分でないから出来るだけ教育してやらなければならぬ。それから不良性を有つて居るから適度の懲戒もしなければならぬし、又悪性を矯正することに努力せねばならぬ。吾人は不良少年に就いて曾て詳論したことがあつたから、茲に之を行く方が良いと思ふ。(完)

## 再び保健技師に就て

渡 邊 賢

余は刑政第三十六卷第六號保健技師としての山口甚一氏の説に共鳴する一人なり。余は明治三十九年より四十一年迄監獄醫として職を刑務所に奉じたる後、長き間の開業醫生活を経て昨年再び刑務醫師として逆戻りしたるものにして、其間十五年我刑務界の變遷改善は實に著しきものあり

は稍緩和せられ、囚人なる侮蔑的名稱は受刑者、在監人と呼稱せられ、強壓威壓的名稱は收容者と改めらるゝ等所謂自由刑の執行を遺憾なく發揮せしめつゝあるは殆んど隔世の感ある所なり。

即ち當時の制度大に改り、戒護、作業、用度等の各係員は各々其専門的の頭腦手腕を以て事に當り、盲目的秘密主義

然るに我刑務所醫學に至りては改善の跡歴然たるものなく、依然として稍舊態を存するは全く山口氏と同感にして遺憾に堪へざる所なり。斯く進歩發達せざりしは如何なる

原因に基因するか、余は諸君と共に大に研究を要すべき問題ならんと思意す。余嘗て刑務所内に於て職。團員。非。戰。團員なる言葉を耳にすることあり、其非戰團員とは即ち醫師教師等劍を帯びざる刑務所吏員を指示したるものにして、陸海軍に於ける其等の意味とは異り、長き因襲上輕視せられつゝ今猶坐談的に稱へられつゝある處にして、次に述ぶる大臣局長の訓示に徴しても大に慎まざる可からずと思ふ。然らば我刑務所醫師は此侮蔑的言葉に甘んじ、自ら向上發展を見ざりしに因るか、又今日迄斯道に對し力量材幹ある人物に乏しき所以に依るか、否々然らず。余は

- 一、自宅開業を許可したること
  - 二、監獄醫を囑託としたること
  - 三、待遇の低かりしこと
  - 四、刑務醫師學術研究會の設けなきこと
- の四原因に基因すべしと信ず、監獄醫の時代は去り保健技師の名稱と爲りたる今日大に時代に順應して積極的に活動し、社會的に認めらるべき地位に向上し、眞に行刑醫務の目的を貫徹すること目下の急務なりと信ず。

様に其非を悟らしめ之を善導して良民たらしめんとするにあるので職業訓練を爲して經濟能力を興へ教誨教育に依り精神を啓發し保健に依りて身體を保持し因て釋放後社會の生存競争に耐へ得るの道を講ずることが即行刑の目的であります。去れば戒護作業、教誨教育、保健は何れも唇齒輔車の關係あるもので其間輕重の差ありと爲すことの出來ないものであります云々。

然り、吾人保健事務を司る者、自重其職責の重且大なることを深慮せざる可からず。所謂非戰團員なるもの大臣局長の訓示の如く今日刑務所たる戰場に於ては其武器の中軸たるの状態に在り。余は思ふ戒護の充實作業能率の増進等は一に係つて此保健事務の完不完に由つて消長あるものと信ず。故に吾人其職に在るもの益其舊套を脱却するに務めざる可からず。然らば如何にせば其目的を達することを得んか余は敢て言ふ實地醫家換言すれば消極的治療と科學的醫家即積極的治療とは兩者何れも沒却し能はざるものなるこ

昨年刑務所長會議の席上岡野司法大臣訓示の一節に曰く  
一、受刑者の健康を保持するは行刑事務の重要な事項であります、而して給養は實に保健を目的とするものにして自由刑執行の重要な内容を爲すものである。從來給養に關しては科學の必要に付き多くの考慮を拂はなかつた様であります。併し保健の事たるや本人の生活に必要缺くべからざる程度に於ける給養を爲し、拘禁生活に伴ふ身體の欠缺を補足して其健康を全からしめ、釋放後直ちに營生の途を需むに支障なからしむるに在るのである云々。

又同席上山岡行刑局長の訓示に曰く

一、凡行刑に關しては根本方針を確立し之に従ふことが肝要であります、從來は戒護、作業に重きを置きまして教誨、教育、保健のことは兎角輕視せられたのであります。元より戒護は自由拘束の方法でありまして作業は所謂定役の實施でありますから二者何れも刑罰の實質を形造るもので刑務の大切な部面に屬することは論のない所であります、近時の刑罰は大臣の訓示にありました

とを故に吾人は此積極的治療を完全ならしめ消極的治療と相俟つて我刑務醫學の發達を期する上に於ては其所に種々の施設方法を要すべけんも其先づ一着手として少くとも年一回以上醫務主任會議を開催し、名士の講演を聴き或は各自意見を開陳し諮問案を稟議し之に依つて一定の方針を定むることの必要を感ず。去れども全主任を一堂に會することの經費に於ては不可能なりとせば余は各控訴院管下所在地の主任會議を各別に開催し、其研究決議したる事項を衛生官に送致し、其取捨選擇を一任するも其一方法ならんか。

終に臨んで各主任には絶對開業を禁じ教誨師の如く時々移動轉動を行ふべきことにして、斯くすれば情實に捉はれず且各其人に依つて抱負を異にするを以て従つて其施設も面目を一新し、眞に行刑醫務の遂行を爲し得らるべしと信ず。

# 刑事訴訟法に就て

鈴木喜三郎

刑事訴訟法は多年の研究によりて改正され、漸く昨年の議會に於て通過して、明年一月一日から實施せられることは諸君の御承知の如くであります。改正刑事訴訟法は、現行法のものに較べ、其條章も増加して、六百三十二條の數を算へ、又實質に於いても變更を加へられました。蓋し現行法の規程には不完備のところもあり、又日進月歩の學理と、東西の立法等を參酌致しまして、時勢の進運に伴ふて、是が改正をなす必要を認めましたからして、斯く内容に大なる變更を加へるやうな次第に立至つたのであります。而かも未だ外國に其立法例を見ざる點も、新法に於ては採用して居りますから、或は我此刑事訴訟法は、他日外國の模範となることもあらうかと信するのであります。

まづ大體に於て諸君の御執務の上に最も關係の近いといふ數點を選び御話を申さうならば、本法の大骨子ともいふべき改正の要點は、ひとへに道義の觀念に基礎を採りまして、古來我國の尊風良俗を保持するといふことが、大主眼となつて規程を設けてあることであります。假令刑事被告人となつて所定の取調を受くるにも、飽までも醇風美俗といふものは保持しなければならぬ。被告人に向つても道義の觀念を基礎として其取調を進めて行かなければならぬといふ趣意が幾多條文に現はれて居るのであります。

▲女子の身體搜查 今是に關する條文の主なる點を申さうならば、百四十三條に於て乃ち搜索の場合であるが、婦女の身體の搜索については成年の婦女をして立會はしめるといふやうな規程を設けました。時によれば裸體にするやうな場合もあるが、婦人は肉體を現はすことは東西を分たず最も恥として居るところである。それであるからして其身體を搜索をする場合に於ては、成年の婦人を立會はして取調をせよ、斯ういふ規定は蓋し道義の觀念を基礎としたところから出た次第であるのであります。

△死體の解剖墳墓の發掘 其次には檢證の場合に於ても亦其趣意の規程をして居ります。即ち百七十六條によりますると、婦女の身體を檢査する場合に於ては醫師又は成年の婦女をして立會はしめ、死體を解剖し、墳墓を發掘する場合に於ては、禮儀を失はざることに注意をし、遺族があれば其遺族に通知する、婦人の身體の檢査に關して成年の婦人を立會はしめ或は醫師を立會はしめやうといふことも、前段述べたる趣意に基くのである。又死體の解剖、墳墓の發掘に際してよく屢々聞くことでもあります、人足共が足下にかける、或は發掘してまた元の通り納めるときに土足で始末をつける、誠に遺族が見て嘆はしく感ずるといふことも屢々聞くことである、苟も此墳墓といふやうなことは禮拜の基礎となるのであります、我國民性の崇敬の觀念といふことにつきましては、最も尊敬の念を拂はなければならぬものである。それを如何に刑事搜索の處分としても、墳墓を發掘することすら餘程慎しむべきことである。然るに其發掘行為をなすについて不謹慎の行爲があるといふことは、如何にも醇風良俗を破ることであるから、墳墓の發掘の場合に於ては禮儀を失はない範圍に於てするといふ規程を設けたのであります。

▲對尊屬親の告訴は許さず 又次には二百五十九條の規程によれば、祖父母又は父母に對しては告訴をなすことを得ず所謂子は親の爲めに隠し、親は子の爲めに隠すといふことは、古來我國の美俗として稱へられて居ることである、苟も子にして父母、祖父母の非を發いて之を官に告げるといふやうな事柄は、尊卑の順序を誤り、尊屬親に對するところの



禮儀を失する大なるものでありますから、父母又は祖父母に對しては絶対に告訴をなすことは出来ない。斯ういふ規程を設けて、古來の醜風美俗を保持することに注意致しました次第であります。

▲**姦通の告訴** 又二百六十四條に於て、姦通の告訴をするには、婚姻關係を解除するか、或は離婚の訴を提起した後にあらずんば告訴をなすことが出来ない。斯ういふ規程を新設致しました。即ち一面には夫婦關係が持續して居るに拘はらず、一面に於て夫が妻の姦通の告訴をするといふ事は夫婦の間柄に於てなすべきことでない、即ち妻が姦通したならば、まづ婚姻關係を解いて夫婦でない他人となつて然る後告訴をなすべし、斯ういふ規程を設けたのも、畢竟するに夫婦の關係を飽までも貫徹せしめる趣意から設けられたのであります、尤も此條文の適用と致しましては、半面に他の理由も想像が出来るのである。現今實際上行はれる通弊といつては何うでありますか、茲に一つの弊害があるのです、此姦通告訴に於きましては、俗に所謂美人局と稱して、夫がそれを承知して姦通させて、さうして相手の男から金を取らうといふ意味から、自分の女房と相手方の男を告訴する、で相手方の男が告訴されて裸體の辱めを遭れんとするならば即ち金銭をもつて示談するやうに仕向ける、斯様に其金を得る手段に女房を告訴するといふやうなこともあるので真に是が美人局のやうなものであるならば、まだ他の救済方法もあります、其事實を發見することは随分困難なこともあるので、斯の如く改正のやうに夫婦關係を絶ち切つた後にあらずんば告訴することは出来ぬといふことにすれば、今の弊害は起つて来ない、或は之を想像すれば一旦刑期満ちて出獄した後に又婚姻關係を結ぶといふやうなことをするかも知れぬが、さうまでもくどく想像する必要はありませんので、立法の方針は女房をして牢獄に入らしめるといふことは、所謂夫婦の情誼に添はぬことであるとして、夫婦關係を離脱した後にあらずんば告訴することは出来ない。斯ういふ風に改めたのである。

▲**被疑者の名譽保持** 二百五十三條によれば、捜査については秘密を保ち、被疑者其他の者の名譽を毀損せざる様注

することを規定しました。一旦疑ひを受けて捜索をされ、取調の結果罪なきものとなりても捜査を受けたといふ事柄が世間へ知れますと、後日晴天白日の身となりまして、非常に信用や名譽は毀損されるのである。其毀損されたところの信用、名譽を再び恢復するといふことは、非常に困難なことである。故に捜査官が捜査するについては、極く々々秘密を守り、さうして名譽を毀損するやうなことをなしてはならないと規定してゐるのであります。此は畢竟するに人情に其基礎を置いた次第でありまして醜風美俗を保持し、道義の觀念を重んずるといふ事は、條文の終始通じて現はれて居る。此精神は刑事訴訟手續に於て斯く規定致しましたが、又刑の執行についても常に此觀念といふものは守らなければならぬ次第である。近き將來に於きまして監獄法も改正になることであるが、矢張り此刑事訴訟法に於て採用致しましたる此主義は、改正されるところの刑の執行法に於ても亦採用されることであらうと、私は確信するのである。

斯の如く新刑事訴訟法は醜風美俗を保持し、禮儀を重んじ、又道義を基礎とする、此精神に基いて立法されて居るのであるから、此趣意に於て刑事訴追となり、刑事取調となり、判決となる上は、諸君の職務に屬する執行といふことになりまししたときに於ても、此精神を持續して執行しなければならぬことであることは申すまでもないことであります。

▲**捜索の證明** それから又名譽を重んずるといふことを今申しましたが、それに引續いて尙ほもう一つ申上げますと百四十五條には捜索をなしたる場合に於て證據物又は没收すべきものなきときは、捜索を受けたるもの請求により其旨の證明書を交付すべしと規定してあります。是も名譽保持の爲めに設けられたる規程である素より豫審判事や、檢事が捜索をなし、何等證據物件を得るところがない、此場合に於きまして、世間からは彼は家宅捜索を受けた、彼の事件に若干の關係をもつて居るものでなからうかと疑はれたならば、是亦家宅捜索を受けたもの、信用は失墜することになる。此場合に捜索を受けた者は、没收すべきものも、證據になるものも我家にはなかつたといふ證明書を、捜査官に請

求して貰はれるのである、そうすれば自分は彼の事件には無關係といふことが證明される。是亦其人の名譽を保持する必要から此規程を置きました次第であります。斯の如く幾多の規程を今の趣意に基いて條文として現はれて居るのであります。

次に申上げますことは、新刑事訴訟法は最も訴訟關係人の權利自由を尊重致しまして、假令刑事被告人となりまして後と雖も、飽くまでも其人の自由と權利々益といふものは保護しなければならぬといふ觀念に基きまして、幾多の規程を設けて居る、一口に申しますれば人權擁護の規程といふものが、諸所に存在して居るのであります。勿論此規程は訓示的の規程でありまして、特に明文を待つて後知るべき事柄計りではない、中には明文を置かずとも當然爲し、或は爲さなければならぬのである、即ち現行法に於ては以下申しますやうな條文がなくとも矢張り其趣意に従て現行法は實施して行かなければならぬ、言ひ換へれば、新刑事訴訟法に於て人權擁護の條文が設けられて居る。現行法に其條文はないからといつて、人權は蹂躪しても、不法に拘束しても良い、不法に利益を侵害してもよいといふことではないことはいふまでもない事である。現行法と雖も飽くまでも刑事被告人の自由と權利を保護して居ることは、是亦争ふべきことではないのである。唯だ現行法に於ては訓示的に條文を置いたやうなものもあります、或は條文を待つてそれに従はなければならぬやうな規程もあります、大體に於て此點は條文にあるとないと拘はらず、新舊兩法とも其精神に於ては大差ないことに御承知を願ひたいのである。今是に關する一二の條文を申しますれば、

▲被疑者と被告人 第一に新法に於ては起訴前のものに對する名稱と、起訴後のものに對する名稱とを明かに區別致して、所謂檢事捜査中にあるものは、刑事被告人とは言はずして被疑者といふ言葉を設けました。現行法に於ては檢事の捜査中のものも、警察署に居るものでも、嫌疑があつて取調べられて居るものを直に刑事被告人といふのである。未だ公訴されて居らない、是に先立つて刑事被告人と稱へて居る、茲に於てか新法は起訴前の嫌疑を受けて居る者は被疑者

と稱し、起訴後に於て初めて刑事被告人と稱することに致しました。即ち嫌疑を被つて居るものと、刑事被告人、此二つに定めたのも畢竟するに人の自由を尊重するの趣意に基いたのであります。

▲被告人の身體及び名譽保全 それから九十二條に於て、被告人を拘留したる場合に於ては、其身體及名譽を保全することに注意しました、是は最も諸君の職務に密接の關係をもつて居る條文で、被告を拘留したる場合に於ては其身體及名譽を保全することに注意すべく、無暗に監獄に投ぜられたといふことを世間にパツパと知られることになつては、直に名譽を毀損損することになる、後日疑ひが晴れて無罪の人となつたとしても、一旦彼の男は未決に拘留されたさうなと普く廣く知れるやうなことがあつては、甚だ其人の爲めに迷惑である。それだから拘留された場合にも極く秘密を保持する趣意に出でた次第であります。

▲糧食の差押は不可能 次は百十二條の規定であります、條文は特に規定致しまして罪證湮滅、逃亡を圖る惧がある場合に於ては、接見禁止、物の檢閲又物の授受を禁ずること、差押へが出来るといふことを規定致しまして、其但書に於て如何なる場合に於ても糧食を禁ずることは出来ない。糧食は差押へが出来ないといふことを條文に置きました、所謂糧食の差入れは差押へが出来ない、糧食の差入れを禁止することは出来ない。斯ういふ趣意になるので、此點に於ては今日に於ても、苟も糧食を差押へるといふ趣意に於て糧食の差入れを禁ずることはして居る譯ではない、絶対に差入れを許さぬ、飲料の差入れを許さぬといふことはありませぬが、辨當の差入れを許さぬといつて絶対に禁止する譯でない。是には糧食の中に通信文を入れて置くとか、或は外部と交通を圖るといふやうな疑ひがありますから、左様なこともあつたのであります、精神としては食はせやうといふものを、刑事被告人だから食はせない、監獄で供給するものでなければ食はせないといふやうなムゴラシイ處置を、何れの監獄に於ても採つたことはいない、唯百十二條の但書を設

けましたのは、つまり注意的規定に過ぎないのであつて人権擁護の名實を共に明かにした次第である、勿論此規定がありましては勿論此差入れる糧食の中には疑はしきものはいつて居りはせぬかといふときには、之を取調する、あらためるといふことは勿論出来るのである、それが出来なければ内外交通することになるから司獄官として差入れの検査をすることの出来ることは此條文に關係しない、其爲めに魚の形がなくなるといふやうなことはありませうけれども、是は仕方のないことである。其差入れの糧食の検査といふものを妨げられる次第ではないのであります。

▲未決拘留期間 次は百十三條の規定であります、今日の法律によれば未決拘留期間には制限がない、之れを新法は百十三條に規定して曰く、拘留の期間は二ヶ月とす、特に繼續の必要ある場合は決定をもつて更新することを得、又二百五十七條に於て検事が拘留する場合がある、乃ち起訴前に於て検事が拘留状を發する、或は豫審判事に囑託して拘留状を發して貰らうやうなことがある、此場合に於ては十日内に公訴を提起しなければ速に被疑者を釋放しろ、即ち拘留状なるものは十日以上に互ることを許さない。かやうな規程を置きまして、無暗に人の自由を拘束しては成らぬ。刑事被告人が所在不明、住所不定、逃亡の虞ある、證據を湮滅するやうなことがあれば拘留することが出来るといふことは、拘留状を發する場合の條文があります。其場合でも無制限に長らく人の自由を拘束してはならぬといふ大原則を置いたのである。故に豫審判事公判判事に於ても二ヶ月以上拘留することは出来ない。併ながら事件の性質によつては三ヶ月、四ヶ月も拘留する必要があるのです、事件によつては一年も未決拘留に置く必要がある、其場合に於て絶対に二ヶ月以上拘留は出来ないとしたならば、刑事訴訟法の上に於て大障礙があるから、其必要あれば決定をもつて更新することが出来るといふことを定めました。故に實際論からすれば二ヶ月後に決定を出して又二ヶ月、第三の決定をもつて二ヶ月を決定するといふことになれば、事實の上に於ては一年でも拘留が出来ますけれども、斯の如く未決拘留は二ヶ月を越ゆることを得ずといふことを原則とするといふことになりますれば、其係りの者も更新決定は自己の恥といふ

ことにもなるので、更新せぬやうに一日も早く取調を進行して釋放するといふことに思ひを致さなければならぬことになり、幾度でも更新することが出来るといふことになつて居りますけれども、無制限に拘留することは出来るといふことに大なる制限を加へたといふことになるのである。二ヶ月以上拘留することは出来ぬといふことに法律が定めてあれば、是非とも早く釋放することにしやうといふことになつて来る。是人の自由を尊重する意に外ならぬのである。

▲利益の陳述 次ぎに百三十五條の規定であります乃ち被告人に對して叮嚀親切を旨とし、其利益となる陳述の機會を與ふべし、斯ういふ規定を設けまして、被告人の取調に際して言語動作といふものを荒らかにするといふ事は、害あつて利なし、飽までも叮嚀懇切を旨として被告のために其利益となるべき事實があるならば、剩さず殘さず陳述するといふ機會を與へる、言はんとするところを言はしめ、語らんとするところを盡さしめて、誠心誠意をもつて刑事被告人に對へといふ規定である。

それから先程浮風美俗の保全上より規定したと申しました彼の婦女の身體の捜査といふ如き、捜索をなすに就ては秘密を保てとか、名譽を毀損せざることであるとか、或は證據物件がないときは證明書を與へるといふ規定も一面から申せば、刑事被告人の利益を擁護するの趣意によつて規定されて居るのである。

▲辯護士選定の範圍 それから百三十五條に於て刑事被告人は辯護人を附けなかつたときに於ては辯護人を附けることが出来るといふ規程を設けました。現行法に於ては所謂重罪事件については官選辯護人といつて、本人で選定しなければ裁判所が附ければ取調を進めることが出来ないといふ規程がありますが、新法は一層擴張して三百三十五條に於て、五つの場合を掲げて辯護人をつけることを規定致しました。即ち其規定の主なる趣意を申しますれば、被告人が二十歳未満所謂青年者、或は老衰者ともいふべき七十歳以上のものであるとか、所謂憐れむべき地位にあり、一つは未だ精神が

發達をしない、一つは消耗したやうな人々に對して辯護人がなかつたならば官選辯護人をつける、或は被告人が婦人であるとか、或は聾者啞者、不具者であるとか、或は精神耗弱者であるとか、其他必要な場合に官選辯護人をつけるべしといふことにしたのも、畢竟するに利益を維持する爲めに設けたといふことを知ることが出来るのである、其他數々あるのであります。大體に就て申し上げますれば、此點が被告人の自由、名譽を重んずるといふことになるのであります。尙ほもう一點申しますれば、豫審に辯護人を附けることが出来るといふことは、是は新制度の一つであります。從來に於ては豫審中には辯護人は附けませんでした、今後は辯護人は豫審中と雖も刑事被告人を援けるといふことになりました、即ち三十九條、斯の如き訴訟手續で行く、刑事被告人の自由、權利を保護するといふやうな規程が澤山設けられた次第であります。

▲彈劾主義 次に御話致しますることは、新刑事訴訟法の主義は彈劾主義を一貫したといふことである。彈劾主義に對する他の一つの方法としては糺問主義といふものがある。是は諸國立法の岐れるところでありまして、刑事訴訟法を糺問主義にするか、彈劾主義にするか、是は泰西諸國に於ても、糺問主義を執るところもあり、或は彈劾主義を執るところもある、我國古來のものは純然たる糺問主義である。其糺問主義とは被告人を訴訟の目的物と見て居る、訴訟の當事者とせずして訴訟の目的物、即ち被告によつて材料を探し出すとするとその目的物に見て居る。それだから事實の明白を強要する。斯ふいふことである。糺問主義によれば自ら訴へて、自ら裁判して、さうして被告人を目的物として取調べをする、斯ういう譯である。

例へば公判に於て偽證罪を犯せば直に其場に於て裁判所自からが訴へることが出来るといふことになる、ところが新刑事訴訟法に於ては徹頭徹尾彈劾主義を採りました、即ち被告人は訴訟の當事者といふことになる、決して目的物ではない、當事者たるどころの地位を被告に認めまして、其權利、利益を擁護する趣意をもつて幾多の規程を設けて居るの

で、例へば百三十四條に於て刑事被告人といふものは訴訟の目的物ではありませぬ、訴訟の當事者でありますから、被告人に對しては被告事件を告げ、其事件につき陳述することがあるや否やを問ふべし、是は彈劾主義の表見である、被告人に對しては被告事件を告げず、何にか被告の陳述の中に出て來やせんかといふやうな方法で被告人を取調べる、色々のことを問ふから被告人の立場からいへば、俺は何にの爲めにやられて居るか判らない、ところが此彈劾主義によつて百三十四條の規程に依ると、被告に向て此度起訴になつて居るのは何處々に於ける窃盜についてしたかしないかといふことについて起訴になつて居る、被告人からいへば彼の事件かといふことが判るから、其事件について陳述すればよい、總て明白しなくともよいといふことになる、北海道の分が起訴されて居るときには九州の分は明白しなくともよい彈劾主義でないといふ北海道の分を言はんか九州の分を言はんか、四國を言はんか、腹の中は大變泥濘する。是は被告人をして目的物にするからである。前は何處々に於て盗んだらう、是について辯解があるならば辯かうといふ。イヤ其當時は私は北海道に居りませぬ、何處々に居りませぬといふ辯解がつく、是が彈劾主義の現はれたものである。

▲公訴提起は檢事の特權 要するに百三十四條は被告人に告げ、其陳述すべきものあるや否やを聞く、必ず檢事の起訴がなければ事件の審理をすることが出来ないといふことを定めたのである。其條文は二百七十八條に於て、公訴は檢事之行ふ、所謂公訴提起といふものは檢事で行ふべきである、公訴といふことは判事がすることは絶対にないといふことを定めたのである、例へば豫審判事が一つの事件を取調べるに際して共犯者たることを發見しても、取調べることは出来るが、刑事被告人として取調べることは出来ない、取調べると直ぐ檢事に通ずる、それを起訴するとせざるは其檢事の考へによるのである。豫審判事が通知しても檢事が起訴しなければ刑事被告人として取調べることは出来ないといふことになる檢事の起訴がなければ公判審理は開始することは出来ないといふ彈劾主義を絶対に採用することにしたのであります。

さういふ趣意から又起訴の範圍といふものは、合法主義と任意主義と二つありますが、新法に於ては任意主義を採用した。所謂一紙半銭の微罪と雖も、微罪には相違なけれども今日唱へるところの微罪不檢舉といふ主義を明文に設けて二百七十九條に於て、本人の性格、年齢、犯罪の情狀、犯罪後の狀況等により、訴追を必要とせざる時に於ては公訴を提起せぬことが出来るといふ條文を置きました。檢事は之を起訴する必要があると認められた場合は、不起訴に置くことが出来るといふことは、一面に檢事で行ければ起訴することは出来ないといふことを規定し、一面には任意主義によつて檢事は不起訴に置くことも出来るといふ規定も置いたのであります。

▲豫審要求は檢事の裁量 次に申しますことは、是は直接諸君に關係はありませぬが、現行法によれば重罪事件は必ず豫審を経なければならぬといふことになつて居ります。新法は之を改めまして、豫審を求むるや否やといふことは一に檢事の裁量に委ねまして、重罪事件と雖も豫審の必要なしとしたならば直に公判を求めることが出来るといふことにした。現行法は何んな小な事件でも必ず其手續法によつて豫審を求めなければならぬといふことになるのでありますが、事件といふものには審理をするに就ては豫審をしなくても明白になるのがある。新法に於ては豫審を経るや否やといふことは、重罪によつて採否をとらずして、檢事の裁量によつて何方でもよいといふことにした次第であります。

▲缺席判決制度の廢止 それから次は一つの大きな改正と見るのは缺席判決の制度を廢止致しました。是も諸君の職務には關係はありませぬが、必ず被告人の出廷を公判開廷の一つの條件と致しまして、缺席したならば判決はしないといふことに致しましたのは、即ち三百三十條、被告人公判期日に出廷せむときは別段の規程ある場合の外判決することを得ず、但し罰金刑に當るものは代理人を差許すことになりすから特別の規程である。其外は必ず本人出廷の上でなければ判決すべきものでないといふことに致しまして、缺席判決の制度を改めました。

▲控訴は覆審制度 次は上訴の問題であります、上訴に就きまして、所謂控訴といふものゝ制度は覆審制度であるといふことを明かに致しまして、續審主義ではなくして、覆審制度である、控訴裁判所は原審の當否を判斷するものでなくして、全く獨立して更に審理判決をすべきものであるといふことを明確に致したのであります、即ち四百一條に於て例外的場合は格別であります、控訴裁判所は前條及四百四條を除く場合の外被告人につき更に判決をなすべし、斯ういふ規程を設けて、訴訟手續の違法であるとか、期間經過後の控訴であるといふ場合は棄却出来るのであるが其他の場合には之を棄却するといふやうな判決を下さないで、矢張り一審の如く被告人を何年何月の刑に處するといふやうな判決を致さなければならぬ、續審ではない、覆審であるといふことを四百四十一條に明かに致しました。

▲一審判決に上告 次は上告制度であります、上告制度に就ては大なる改正を加へまして、而かも他國の立法例に見ざる規程をも置くことになつたのであります。其一つは四百十六條に於て、第一審の判決に對して控訴をなさずして直に上告が出来る。斯ういふ條文を置いたのであります、乃ち二個の場合を掲げまして、其二ヶの場合に於ては控訴審抜きで直に上告が出来るといふ規程であります、是は事實に就ては争ひがない、唯だ法律の適用に就て不服をいふやうな場合、或は判決の後に刑の變更があつた、大赦があつたといふやうな場合は、控訴をせずして直に上告することが出来るといふことにした、事實に就て争ひないものを無理に控訴審を経る必要はない、それだから中を抜いて直に上告することが出来る。

▲量刑不當に上告 それから著しい改正では他の立法例にもないといふのは四百十二條乃至第四百十四條であります、刑の量定甚だしく不當なりとする顯著なる理由あれば上告することが出来る、再審の必要があるならば上告の理由となすことが出来る、重大なる誤認の事實があつたと認められるならば上告をなすことが出来る、即ち刑の量定に著しく不當のあつた場合ならば、事實に争ひがない、法律に違背がないとしても、刑の量定が著しく不當があつたならば、間接には法の違背になるといふところから、例へば死刑に處すべきところのものを懲役一ヶ月に處したといふやうな場合に

於ては、上告を求めることが出来る。事實、認定が著しく不當であり、一件記録から見ても妥當と認められることの出来ないものは、事實の認定に對しても上告の理由になせることにしたといふことは大なる改正といはなければならぬ。

それから次に現行法に於ては上告裁判所といふものは原判決を破棄する場合に於ては、他の裁判所に移送するか、原裁判所に差戻すか、或は第二審の認めたる事實を根據として自ら裁判するの外、自ら事實の審理をなすことは出来ないものである、ところが改正法に於ては他の裁判所に移送する、原裁判所に差戻すといふ事が例外となつて、原則としては原裁判を破棄する場合には自ら事實の審理をなすことが出来るといふことの規程にした。是も亦新規制である、即ち四百三十四條と四百三十五條の規程である、斯ういふ規程を設けました。

▲執行指揮書の意味。先づ條章に就きましては此位に致しまして、最後に申しますのは、裁判の執行……刑の執行に就きましては五百三十四條以下に規定してありまして、先づ刑の執行は執行指揮書を以て之を爲す、このことは現行法と同じであります、唯だ現行法に於ては、此裁判書とか或は其他の命令書といふやうなものを添へなければならぬといふことになつて居りますが、新法五百三十六條に於ては調書の謄本又は抄本を添附しても宜いといふことに致しまして、即ち裁判執行指揮書といふものゝ意味の範圍を擴めた次第になつて居るのであります。

▲刑の執行停止の範圍擴張。それから尙ほ醇風美俗のことについて、最も諸君の職務に關係のある點と致しては、刑の執行停止のことである。刑の執行を停止することに就て、大に新法は考慮を拂ひまして、矢張り道義の觀念に重きを置きまして、或場合々々に於ては刑の執行を停止することが出来るといふ規程を幾多設けました。現行法に較べると幾多其範圍が擴張されて居るのであります、現行法によれば病氣に罹つた場合であるとか、いふやうな場合に於ては刑の執行停止が出来る、或は死刑の執行に就て其者が心神喪失者であつたならば、癒るまで待つて居る。女が懐胎して居つたならば分娩後まで刑の執行を停止すること、斯ういふやうなことは現行法にありますけれども、其以外に刑の執行停止を

なすべき場合を掲げた即ち改正法は大變範圍を擴めて居るのであります、改正法によりますれば例へば心神喪失者に對しては癒るまで刑の執行を停止し、死刑の言渡を受けた婦人が懐胎致して居るならば分娩まで停止すること、さういふ事は現行法と同じく規定致しました外に懲役禁錮、拘留刑を執行する場合に就て五百四十六條に規定する事由があれば刑の執行を停止することが出来る、乃ち刑の執行により著しく健康を害するとき、又は疾病に罹つて何うも危いといふときは刑の執行を停止することが出来る。現行法に於ては老衰者に對して刑の執行を停止することが出来るといふこととはないが、新法には七十歳以上になれば停止が出来るといふことを明かに規定したのである。現行法は受胎して七月目にならなければ執行は停止しないことになる、受胎後七ヶ月後は執行を停止することが出来るといふのであります。改正法は五月の岩田帯を締めれば執行を停止することが出来るといふことになつて居る。又分娩後一ヶ月は刑の執行を停止するといふことになつて居るが、分娩後六十日を経過せざるときは刑の執行を爲さざること新法に於て規定して居る。刑の執行により恢復すべからざる不利益を生ずる恐れありたる時、是は誠に適用の範圍が廣くありますが、如何にも刑の執行の爲めに取り返へしの出来ないやうなことがあつてはならぬので刑の執行をなさぬことに規定したのであります。

最も美はしき規程は祖父母又は父母が七十歳以上又は癡篤疾にして侍養の子孫なきときは刑の執行を停止することが出来るといふ規程であります。即ち父母若くは祖父母が七十歳にもなり、癡篤疾に陥つて其侍の孝養を受けることが出来ないといふことは、如何にも累を父母若くは祖父母等に及ぼすことになります。今他に兄弟があり孫があり、其祖父母等に對して、侍養の者があれば宜しいけれども、詰り一人者であつて其父母祖父母が老衰に陥つて、命且夕といふ場合に、如何に犯罪の結果とはいふながら、其侍養の途を盡せぬといふことは如何にも不人情なことであるから、刑の執行停止を認めることが出来るといふことになりました。所謂道徳の觀念に基礎を置き、醇風美俗を保持するといふこと

に考慮致しまして、此場合を廣く規定するに至つたので、如何にも此點は、私は適當なる規程であると考へるのであります。

▲上訴後の拘留日数の通算。それから刑の執行に就て申上げなければならぬのは、五百五十六條の規程である。是は新法が初めて規定した規程でありまして、誠に私個人としては、此條文に就て異見がありますが、成法となつた以上は、其意見を述べることはありません。上訴以後の未決拘留日数といふものは、必ず本刑に通算しなければならぬことになつた、即ち五百五十六條に於ては、檢事が上訴した場合には全部を通算する、刑事被告人等が上訴した場合に於て理由があつた場合に於ては全部を通算する。理由がなければ通算しない、斯ういふ規程を設けたのである。御承知の如く刑法に於ては判決宣告に於て未決拘留を本刑期に通算するといふ規程がある。それでありまして一審にしても二審にしても判決さするときに未決拘留が餘りに長くなつた場合に於ては、言渡の刑期に對して若干の未決拘留を本刑に通算するといふ判決をするのである。其上訴の場合、檢事控訴であるならば必ず未決拘留を通算するといふことになるのである。故に二重に通算されるといふことになる。判決で未決拘留日数を通算して、其上法律によつて未決拘留日数を通算することになる、斯ういふ規程でありますから、執行の任務に當るところの諸君に於ては、深く此條文をよきな適用するといふのは、執行上の御心掛が最も大切なことであらうと思ふ。斯やうな規程に改まりました。

上述の如く、刑事訴訟法といふのは、主として刑事被告人の自由を尊重し、權利利益を擁護し、古來我國の醇風美俗を重んじ、道德の觀念をもつて取扱をするといふことに定めましたのでありまして、此趣意に又移して刑の執行にも及ばなければならぬ次第であることは、曩に述べましたところでありませぬ。

▲刑執行官の心得。斯やうな趣意によつて拵へられましたところの刑事訴訟手續によつて判決確定し、最後に諸君の手に於て其執行をなすに就ては、最も諸君の御注意にならなければならぬ事柄は、諺に曰く、裁判の不當に執行によつ

て之を補ふことが出来る。斯ういふ諺があります。此諺は民事と刑事とに區別はない間違つた判決でも執行が其當を得れば權利をいふものは確保される。刑事判決に於て重く罰すべきものを軽く罰し、軽く罰すべきものを重く罰したとしても、執行官に於て良く其點に注意を拂つて其不備を補つたならば、誤つたところの裁判を是正する力があるのである。實に執行といふものは裁判の缺を補ふべきものであるといふことは千古の格言である。私は過般九州を巡回致しまして偶々鹿児島に於て西郷南洲翁の書かれたる或書物を見ました、今其一節を諸君に御紹介致します。西郷南洲の書かれたる横目役大體といふものの一節にあるのですが、此横目役といふのは丁度警察官のやうな役目である其、大體を書いた一節に斯ういふことが書いてある。「刑は據んところなく設けたる業なれば一人を罰して萬人を懲らしめんとこのに御座候」所謂他戒主義を目的とするといふことを書いた「輕き罪を重く罰し、重き罪を輕目に取扱ふては、法を私するといふことに相成れば、人々が法を何んとも思はぬやうに相成るものなれば、萬人恐れ懼むべきが第一のことに候」此趣意は先程私に申します通り重く罰すべきを輕きに失し、軽く罰すべきものを重く罰したといふことは法の精神を失ひ、法の威信を失墜して誤れる裁判といふことになるので、其誤れる裁判といふことに執行官なるところのものが良く注意して、之を執行して行きましたならば、必ず其缺を補ふて良き裁判を執行すると同じ結果になるのでありますから、良くよく執行官は此點を考へなければならぬ。例へば重く罰せられたるものは元々軽く罰すべきものを重く罰したとすれば、其當該者たるどころの囚徒は必ずや裁判を恨んで居るに相違ない。三年が相當なるものを五年に處せられたといふことであれば、常に其頭は裁判を怨んで居る。其場合に於て執行官たるべきものは其缺點を拭ひ去るやうに慰め、其觀念を起さしめないやうに日々取扱つてやるといふことになれば、五年は長いやうだが斯くの如く親切に執行してくれるならば、敢て三年が五年長からぬといふことになる。三年を五年七年に罰したからといつても被告人をして左程恨ましめず、イマ／＼しいから再犯してやらうといふ觀念は起つて來ない。又重く罰すべきものを軽く罰したら役に立たない、此場合に於て執行官は一日一年分に當るやうにやれば彼は重く感ずる、十年に處せらるべき者が一年の輕い判決を受けたところで、是は悪い事をすべきでない、若しも十年もやられたならばたまつたものでない、

再び罪などを犯すべきものでないといふことになる。茲に於てか改心するといふことになる。重く處せられたるを軽く感ぜしめ、軽く處せられたるを重く感ぜしむ、是れ皆諸君の執行官たる働きるあるので、成績は間違はぬ裁判と同じにするといふ結果になるのであります。それでありませうから裁判の間違は執行官によつて救はれるといふ譯のものであるから、執行官の任務を思へば實に重大なるものである。そうして私は屢々申しますが、既に既決囚となつたもの、荷も國家の法律を破つて罪人となるものは常人とは違ふ、精神上に若干の龜裂が來て居る、至んで居る、丁度身體に生理上の身體の至んで居るものは健康が保てない、身體に歪があれば循環が充分でなから必ず病氣を起す心が至んで居るから犯罪をする、皆心の歪から犯罪を生ずる、己れの精神性慾といふものを自制することが出來ないで、其慾に使はれるから罪を犯すといふことになる。其缺陷を捉へて執行官は、宜しく其缺陷、其不足なところを補つてやるといふ心をもつて我子を愛しむ如く、誠心誠意をこめて彼に向つて執行々爲を盡したならば、彼如何に猛獸性のものである、其誠の心に跟いて來るのである。所謂誠の心をもつて臨みますれば、假令若干の辛いことがあつたとしても誠心からして出たものは、恨を受けるものではない、口にはやさしいことをいつて居つても腹に劍があるならば、矢張り何れるときか之を看破される、口ではやさしくしてくれられるけれども俺の憎がつて居るといふことであるならば、信頭敬服するものでない何うしても在監者を改過深善せしめるには、常に彼を不平の心に満たされるといふことでは決して改めるものでない心を脾かにして、春風の如くに置くといふことであれば前非を後悔するといふことになる。それは夜が明けても暮れても始終不平を持たして置くと、益々心の歪は増長するものである、心の雲が益々曇つてしまふものである。それでそれから彼等をして悠々たる心に於て刑の執行を受けしめるといふことでなければならぬ。それには執行官が誠意をもつて彼に臨むといふことである。是は執行官として一日も苟にしてはならぬ信條であらうと私は考へる。

斯やうな態度を以て彼に臨むならば如何なる猛獸性のものである、翻然として惡を悟ることになり、所謂改過深善のことが出來ると思ふ。而かも新刑事訴訟法の精神を形の執行につけて行かなければならぬと私は思ふのであります。

(今夏高級刑務官練習所に於てなされた講演の速記……文書記者)

# 行刑學の研究(七)

## イングランド及びウエールズの刑務所狀態

佐々木英夫

### 第三章 刑務所の構造及び管理に關する改良案

目次

債務者——英國法——收容者——刑務所——位置

通風——流川——高所——市外

【債務者】 例令怒つた債權者の欲求は容易に人を死刑に處するであつたとしても彼がその債務者を捕縛し且つ刑務所へ投ずる時には疑もなく感情ではなくて、反つて理性で傾聽する所の各人は債務の爲めに人の生命を取り去ることは非道な罪惡であると云ふことを知らなければならぬ、又承認するであらう。而して刑務所は重罪に關してさへ

も終局の處罰の爲めに立案されてはをらないうで、審問の時まで被告( The accused )を安全に拘禁しておく爲めである。而して法律上の宣告か懲役人に執行せられるまで彼等を安全に拘禁しておく爲めである。

註、債務者は慈悲深い取扱を受ける請求權を持つてをる又吾等は組織的に道德又は政治の善良な原理を以て同様なこと罪でせられた人々即ち最も殘忍な懲役人にでも之を拒むことは出來ないのである。

【英國法】 英國法は私の執行令狀を承認しない。死罪と決まつた罪人でも秘密に死刑に處せられはしない、又刑務所内で直接又は間接に殺されもしない、況んや其等は其の人の宣告文が彼等の生命に影響しなかつた所の場合で斷たる



べき筈はない。彼等の破滅は常に不正當なるのみならず、それは裁知及び健全なる政策と矛盾するものである。彼等は疑もなく國內に於ても國外に於ても必要であつたかもしれなかつた。若しも彼等の健康を保ち且つ勞働に向つて準備せしめる爲めに刑務所内で適當な注意が取られたとしても尙然し彼等の長い禁錮で時を過した所の其等の多くの人々はそれによつて働くことを不可能になされたと云ふことは確である。彼等の若干は激しく懷血病 (Zorbutic distem) に襲はれて居るし他のものは彼等の趾を痛めてを

註、罪人を運送する爲の請負師なるプリストルのスチブソンとランドルフ (Messrs. Stephenson and Randolph of Bristol) とはこのことに付一七七四年九月十三日附でサリスベリー刑務所長 (goaler of Salisbury) なるピックス氏 (Mr. Pikes) に宛てた手紙で不平を云つた。痛い足が眞の運命を證明した。尙吾等の最後の船に於て吾等が遭つた人は吾等に食過ぎさせた。だから吾等はもはや他のものは取れないだらう。吾等は

其の爲め大きな金額を失つた、そして吾等の船は檢疫 (Quarantine) の爲めに此の瞬間まで拘留されてある」  
即ち余が見た所の多くの場合では、全く彼等の足から腐敗した。

【收容者】若し共同被告事件の證人となつた所の人即ち審問に於て單に放免せられたり、際どい逃れ方でいぢめられたりした人は、忠實な仕事を探しても彼は普通何人も彼を仕事に掛らせやうと思はなかつた所のいたはしくも不幸な啓笑すべき人である。それが彼の排斥された主なる原因であると信ずる、何となれば只懂の信用を要求する所の種々の勞働があるからである。然しあはれな釋放された收容者は仕事を求めて軒別に行つても無益であつた。善良なる目論見の各部分が養育せられるかはりに、消滅せられなければならぬのは残念に思はれないか。而して其の爲め改悛者は殆ど抵抗し難い必要によつて、例令いやいやながらにしても、間もなく彼の以前の邸 (刑務所) に彼を連れ歸るやうにしなければならぬ、即ち必要なものであると喜んでゐたのにちがいない所の生涯を縮めると云ふことは残念

に思はれべきではないか。

【刑務所】此等の種々の惡を救済する爲めに、考の中に入られるべき第一のことは刑務所を自體である。多くの地方刑務所及び他の刑務所は左様に悪くなり且つ荒廢してをる、然らざれば他の理由で彼等の代りに新らしいものが建築されなければならぬほどに全く目的に向つて不適當である。他のものは甚だ氣持も悪くあるが然し持主が占領してゐたり又は全く用ゐない所の其の周圍の地面に一層善いものを作つてもよい。若干は全然修理するより外はない、余は新らしい地方刑務所を建築しなければならぬ所のそれらの人にまで余の出来る極些細な助を與へる爲めに、余は若干の一層熟練な人は余が只輪廓文を描くことが出来る所の計畫を完全にする所の寛大にして且つ恩惠ある仕事を企てるであらうと云ふ希望で此の論項に關して余に起つた所のものに暗示を與へるといふ自由を取らう、余は第一に位置に就て重要なことを云はう。

【位置、通風】地方刑務所而して實に各刑務所は風通がよくなり、而して若し出来るならば川又は小川に近い場所に

建設せられなければならない。余は普通刑務所は川に近くて清潔で且つ最も健康を保ちやすいやうに建設せられたのを見た。彼等は一般に(彼等は能く持つことは出来ない)幾千人の人に取つて破壊的であつた所の土牢 (Subterranean Dungeons) を持たない。而して彼等が流川に近いと云ふこととで殆ど毒である所の一つの邪惡即ち下水 (Sewers) の臭氣が止められてある。

【流川】余は刑務所は流川の近くになければならぬと云ふ、然し余は此の用意に家も庭も洪水の達する内にあるやうに近くあるべきではないと云ふことを附加しなければならぬ。此の事情はウェストモアランド (Westmorland) のアップルビー (Appleby) に於て彼等の新らしい刑務所が最初建築された時には、余が其の障壁が洪水の爲に九インチから三フィートまでの高に記されたのを見たほどに考へられなかつた。

【高所】若し流川の近くに建築せられると云ふことが實行出来なければその時には高所 (Eminence) が選ばれなければならない。何故と云ふと刑務所の周圍の障壁は空氣の自

由な流通を遮る位に大に高くなければならぬからである、この不便は土地を高めることによつて減ぜられなければならない。

【市外】而して刑務所は他の建物で囲まれてはならないし

又町や市の中央に建てられてもいけない。註、ウエストモアランドは英國西北部の一縣にしてアップレビーは其の首都である。

# 少年刑務所に於ける教務の考察 (前承)

吉 留 義 憲

## 四、教誨の分類及其形式と聯絡の考察

ヒーラーの著(精神的軋轢と不良行爲)の所論の如く、吾人は其不良行爲が、心的軋轢を無暗に抑壓しようとして、遂に犯罪たる行爲となつて噴出することを知つた。而して余は日常の執務に興味ある新らしい研究を積む事が、教養上放漫であつた方面の研究に氣付き、而して其矯正に努めて新らしい確信と、新らしい興味或は新らしい人生を觀ず

べき教養を施さねばならぬ。フロイド一派の所見にも、不良行爲者の内心に錯綜したる事柄を、明に外へ洩らしてやれば再生することを教へてゐる。吾々の職務は彼等の犯罪が、改善者なるか改善不能者なるかの教養の試験官たると共に、社會の缺陷を指導する研究者たることを理解せねばならぬ。

(一)教育 (a)智能教育 (b)補習教育

本項は他日所論する考へなり

(a)集合教誨 吾人は随分長い期間に亘り今猶研究に頭

を悩して居る問題であるが、積極的の教誨目的が改善である以上は、研究のため斯んな事も考へて見るも無駄なことではないと思ふ。

(一)集合教誨の主眼が改善に對して努力の割合に其効果が鮮いと云ふ論者があるならば、其價値のある方面に吾々は研究する必要がある。

(二)集合教誨の效力が拘禁期間中に於ける彼等群衆の心理保全に效果の偉大なるを認めるが、其主眼たる改善の能率が低いと云ふ論者があるれば、其缺陷を補ふ工夫を研究せねばならぬ。

教誨が改善の動機を促進することは教言を要せざるも、要は此種の教誨が精神感應上に、如何なる教材が適切なるかの科學的研究の問題であらねばならぬと思ふ。此意味に於て、阿星老龜氏の交換教誨なる、小論文の如き實際問題の研究を必要と感ずるのである。けれども吾々少年刑務所に在る者は、各所が遠隔の地にて其會合の機會が困難であるから、刑政利用の下に各位の研究の發表を望むものである。

(a)能力養成の教誨 少年に對する教誨には其抱擁する

處の犯罪即ち不良行爲の性質が、少年の身體及心神の發達不完全より道義觀念を缺如して、悖徳行爲の違法を認識し解せず、たゞ自我觀念の強烈と鋭敏なる感覺衝動より、自己の慾望を達成することに跳梁したのである。吾々は此理解を前提として、教誨施行上の形式を考察せねばならぬ、殊に吾人の職務たる教誨は、矯正院法の仕事のやうに (Occupational Work) 即ち教育的に行はねばならぬ。換言すれば兒童の聯想觀念の能力を、正確に發達することであらねばならぬ。更に言を換ふれば少年刑務所に於ける教務の矯正機關が學校的に其成績を看る、教養主義の務であらねばならぬと信ずるのである。故に集合教誨に能く養成の教誨を施す上に於て、少年に關する智識應用の教授的教誨が集合された彼等の群衆心理上に、最も効果があるやうに認めてゐる。

(b)情緒養成教誨 不良行爲者の少年は、其家庭の環境生育状態或は仕事等の、其徑路上に情緒の缺陷を招致されてゐる者であるから、感化上此情緒を喚起せしむるの必要を、吾人は重視せねばならぬ。故に温情主義に彼等を誘導

すると共に、一面に於て此情緒を涵養するため、教誨に音楽利用の重要なるを認めてゐる、其効果のある處を舉示すれば、

(一)興奮精神の緩和

(二)規律的共同動作の馴致

(三)家庭思念及人情味の涵養

此三項目は効果の總括的のものである、細目に於ては多種多様に分類することを得るが、其弊害方面に規律或は動作等の點に杞憂は毫もなくして、利益方面が合理的に人情味の觀念扶植に、其効果の大なるを認むるのである。余は其作歌及作曲上に腐心してゐたが、理想的一歌曲を獲たから次項に掲げる事とした。

(一)音楽・教誨 工場に集合せしめて施行するのである。

時間は二十分間主眼は音楽により、精神疲勞の緩和及人情味の喚起、共同動作の必要を認識せしむる目的である。

(音譜、歌は略)

此作歌上には教誨及修身に連絡したる、兒童自發的の印象觀念を作歌せしむることが、效果に於て認めらる

やうである。

(二)默想・教誨 刺戟語の暗示を與へて、五分乃至十分以内默想なさせしめ、彼等の自由意思に依つて、過去未來或は現在の境遇を默想により、改過遷善に誘導する處の教誨である。蓋し此教誨の効果は其暗示の巧拙に基因するにより

精神感應の理を考へて施行することを要するのである。

刺戟語の材料は、少年受信中の適當なる文面を採率するを可とす。暗示方法は被教誨者に眼目なさせしめ、靜かに理解される程度に朗讀するのである、而して自由に默想せしむるのである。

注意、少年の精神状態を考へて暗示材料を採らぬと泣

き出される事なる。

(三)宗教的・儀式・教誨 此問題に對しては目下理想とすべ

きものを持たぬから、先輩の教示を望みたい。

(h)個人教誨 教誨師の任務が犯罪原因を精探して、其不良行爲を改善せしむる事が、吾々の社會的冗費の削減を圖る重大なる任務であるならば、吾々は此教誨に没頭せねばならぬ。即ち其不良行爲の因つて來る所以を、精探分

析する材料蒐集に忠實で(1、新入教誨)彼等の家庭の歴史生育關係及環境、仕事、教育、嗜好、保護、不良行爲の徑歴等を、教誨原簿に調査記録して(2、精神分析調査教誨)記録の指摘により、彼の不良行爲が精神病者なるか、精神薄弱者低能者なるか、悖徳者であるかを判断し、其不良行爲の原因が抑壓觀念の軋轢なるか否やを、ヒューリーの精神分析法の如く、研究せねばならぬ。若し其調査の蒐集に不審を生ずる場合は、(3、面見教誨)家族の接見を促し彼等の祖先の歴史及家庭の環境等を再調査なし、4、獨居、5懲罰、6賞與、7病者、8面接、9教誨反應視察教誨等に於て、彼等の個性が偶發性のものか、或は習慣性が生來性なるかの適確なる視察をなし、彼等が如何に矯正されつゝあるかを重視するを要するのである。就中教誨反應視察教誨の如きは、其教誨の度數に効果が關係を有するのである(10、釋放準備教誨)而して吾人は釋放準備のため努力の果實を検する調査に重視せねばならぬ、若しも其調査妥當を得ないならば、再犯を招致せしむる悔恨事である、故に吾人は改養の過程と其成績が、如何に改善に矯正されたかを

精密に審査して保護の準備に着手せねばならぬ。若し釋放される兒童が保護者の家庭に懸念される場合は、保護者の出頭を促し理解を求めねばならぬ。而して訓令による出獄後の保護を決定し、彼等が生産的人物に復歸するために努力を要する教誨で、らねばならぬ。(11、釋放教誨)最後に吾人は保護者へ引渡準備の爲め、出獄後處世上の注意を教示せねばならぬ、而して保護者に對して彼等の在所經過の成績及不良行爲の原因其頭末事柄を、赤裸々に開陳し將來保護監督上の注意に就て、個性、嗜好、習慣等の象徴を理解せしめて、彼等が家庭或は社會的の仕事に復歸し、再生の道を進る擁護のために、半歳若しくは一年に亘り、通信教誨の指導を忘れてはならぬものと考察するのである。

## 五、結 論

少年刑務所に囑する吾人の任務は、現今の社會的機關が理想的に實現されない限りは、國家建設のため従來の教養形式の革新を圖らねばならぬ。犯罪の社會的缺環或は其缺陷より生ずる物質的の膨脹即ち、裁判所費、警察費、刑務所費、救濟事業費等實に一億圓に達する此等の冗費防遏に犯罪研究の上に教誨を施す事を主張することは、當然の義務である事を信するのである。

犯罪者中殊に兒童犯罪が、社會生活上常に、不當の取扱に基因することに何の異議をも持たぬ。故に此社會の誤りたる犯罪の研究が達成されたならば、再犯の防遏が講ぜられて、社會的冗費の防遏を遂行することになるのである。

犯罪原因を精神分析的に研究することは、犯罪者自身の心中に非社會的行動に導かれた各種の缺陷を吾人に暗示されるからである、殊に兒童の研究は丁年囚よりも正確であつて、其犯罪が改善可能性であれば其原因が、生理的缺陷か或は環境に基因するかを知り、夫れに對する境遇の處置を圖る事が出来るのである。また精神薄弱者(低能兒)或は改善不能者なるかを探知する時は、保護機關の努力の下に犯罪豫防を講ずる事も出来るのである。余は近世科學の進歩が合理的に、精神方面の研究効果が感化教養上に、決して貧弱でない事を主張したのである。

精神薄弱者(低能兒) 病氣でない限りは必しも改善不能者でない、吾人は教養の力より相當の能力を拵へしめる事も出来る、而して監内作業に高率とは云はぬ、が相當の成績を擧げしめる事が出来る、然るに此の努力が累犯の嘆を繰返すのである、吾人は此現象を如何に批判するであらうか……？ 吾人は過去に於ける教養上に其正鵠の如何を考察する必要があると思ふのである。

過去の教養機關が集合教誨に重視されたかの感がある、而して矯正教養方法が、教誨師の自動的でなく他動的に、彼等の日常上に突發する事柄に就て、教養であつた傾がある。此の扱ひ損はれた結果が、彼等を獨斷的に判定され、彼等有無を審査された所産が、累犯を防遏する方法の資料が未徹底であつたと思ふのである。トーマス、ハイーンは犯罪豫防の論文に、再犯者の出來た場合は其犯罪の源に歸る必要を論じて、其累犯された徑路原因が、那邊にあるかを考究探索する必要を述べてゐる、而して個人臨床實驗の結果が、犯罪と云ふものは疾病の兆候であると云ふ觀念、又正常の精神、道德、健康者の犯罪は異常であると云ふ考へ、而して此異常とは如何なるものであるかを發見して、其異常の矯正を試むると云ふ觀念が急に擴められてゐると論じてゐる。茲に於て吾人は、過去に於ける教誨努力の方面を科學的應用の教養に改めねばならぬ、而して個人的矯正が教育的に視察されて、それが保全主義に依つて健全なる社會生活に誘導される、仕事の任務である事が少年刑務所の職務の當然たる仕事であらねばならぬと信するのである。余は上來非才を顧みず卑見を述べたが、此論文により先輩の高説批判の教示を得ば、蓋し吾人の職務に裨益されること甚大なるを信する者である。



## 英國に於ける行刑狀況

一九二二—一九二三年度のイングランド並びにウェールズに於ける行刑統計報告によれば、受刑者の数は前年度の五萬人に對して五萬七千人にして七千人の増加を示してゐる。右の増加はたゞ禁錮刑に處せられたるものについて言ふのであつて、罰金刑に處せられたるものは因より之を算入してはないのである。増加の直接の原因は一般經濟界の不況續いて失業の發生にありとせせられてゐる。

右の増加あるにも拘らず、之を戦前の受刑者數に比すれば尙遙かに少いのであつて、一九一三—一九一四年度の受刑者數の殆んど三分の一に過ぎないのである、女子受刑者

## 野尻 生譯

に累犯者の多いのは甚だ憂慮せられてゐる、女子受刑者に累犯者の多いのは短期自由刑の效力の甚だ乏しい點にありとせられてゐる。

この統計報告中興味を牽くに足るものは、受刑者の感化矯正の爲め刑期を最も有効に利用するべく英國の重要な刑務所に於て採用せられたる諸設備に關するものである。

右の設備の採用せられたる越旨は受刑者をして身體上並びに精神上、少くも收容當時に於けるが如く快活な(フリッシュユナ)ものとして再び自由に還らしめようとするに在るのであつて、彼等の心中に眠つてゐる善の力を喚起し、而して克く社會組織に適應するの能力を養はしめ、由つて以て力を公益に致さしむるのが感化の目的とする所である。

然れども受刑者を一般生活から疎隔してその元氣を銷磨せしむるに於てはかゝる効果を擧ぐることは不可能であるから、此の弊を救ふか爲めに一週一回、社會生活中の主な出來事について刑務所長から受刑者に對して大要の説明が與へらるゝのである。尙ほ教授並びに常規の教誨以外に日を定めて夜間討論が開催せられ、その論題は受刑者の自ら選ぶに任がせられてゐる。尙ほこの外に音楽演劇の開催があつて受刑者の情緒生活を鼓舞するに力めてゐる。

更にこの報告について注意すべきは、該報告が自由刑の言渡は初めて刑を受くるものに對しては、その威嚇的効力は甚だ偉いけれども、當該受刑者の漸く刑務所内部の組織管理に慣るるに至れば、右の効力は直ちに全く消滅し去るものであることを赤裸々に告白してゐることである。右の事情から鑑みて、該報告は、受刑者の法律違反の結果に對する恐怖は後に至つては甚だ薄らぐものであるから、短期の自由刑は普通効果のないものであつて、行刑教育が矯正の効果を收めんとするが爲めには是非長期刑を條件とするものであると結論してゐる。(Juristen-Z. 1, 2.)

## 合衆國少年裁判所審査標準調査

(Juvenile Court Standards)

一九二二年合衆國労働省少年局によつて指命せられたる少年裁判所標準調査委員は爾來二年間調査に従事となりしが今回決定報告を作製した。委員会は去る一九二二年六月プロビデンスに於ける會合席上で假報告を提出し、今年一月に於ける二日間の會議の後右標準(スタンダード)案を可決したのである。此の草案は二百人以上の判事、プロベシヨンプキサー、其他少年裁判所に關係ある人々に配付されたのである。委員會の考究の結果修正されたる草案は今年五月ワシントンに開催せられたる第十七回社會事業國會議(Mat. on Conference of Social Work)に提出せられ、討論補修の後採擇せられたのである、この最後の草案は少年局によつて公にせらるゝ筈である。

要するにこのスタンダード(標準)の宣言する所は各社會

には容易に利用せられ得る少年の各ケースを取扱ふ設備を具有した裁判所がなければならぬと云ふのである。この

裁判所は高等法院の裁判權に屬し、成年者の事件に關して刑事裁判權を有するもので、犯罪少年、貧窮少年及び養育少年、保護と監督の必要上監禁方法の定めらるべき少年、養子、精神に缺陷ある少年、犯罪浮浪の原因たる虞のある學校出席法(School-attendance laws)違反、未成年兒童の遺棄、及び私生兒認知並びに嫡出兒童の扶助等の事件を裁判するの權限を付與せられたるものでなければならぬ。裁判管轄の年齢上の制限は十八歳より下ることを得ざるものとす。このの裁判所の裁判權は願書を受付けた瞬間即ち拘引せられたるや否や開始すべきで、警察署では兒童が拘引せられた後少年犯罪のケースを非公式に處理することを試みてはならぬのである。留置場に於ける兒童の數及び留置の期間は最少最短を必要とする。而して出來得るならば留置さるべき兒童を私人の家庭に寄宿させる方法を取

るべきである。と、之がスタンダードに定められた方針である。

ケースの研究についてはスタンダードは各ケースに社會調査(social investigation)を施すべきこと、及び社會調査の結果特別研究の必要ありと認めたる凡でのケースについては精神病研究及び心理研究の施さるべきこと、但しかゝる研究は適當なる資格ある臨床實驗家によつて行、るべきことを宣言してゐる。尙ほスタンダードは審問の非公開及び非公式なるべきことを主張し、且つ少女のケースは相當の資格を具へたる婦人審判官(Woman referee)によつて審問せらるべきことを希望してゐる。プロベシヨン及び監督のスタンダードも發表されて、完全なるレコード、システム(記録)及び統計の必要に對する注意が促されてゐる。(Survey)

### △首相訓示要旨

法官招待會席上

山本首相は十一月二十九日正午永田

町官邸に目下開會中の新刑事訴訟法

行準備會議列席の爲め

上京中の全國控訴院長

並に檢察長等を招待し

午餐會を催したが横田

大審院長鈴木檢察總長

を初め外主客合せて四

十八名席上山本首相は

左の一場の訓示をなし

た。

不肖さきに大命を奉じ

て内閣を組織しこゝに

各位と相會して所見の大要を述ぶるの

機會を得たるは欣喜に堪へざる所なり

九月一日の激震とこれに伴ひて起れる

火災とは曠古の異變にして其の災禍の

酷烈慘憺を極めたるは痛嘆の至りに堪

### 常 識 之 泉

へず畏多くも天皇陛下に於かせられては直に帝都復興に關する大詔を煥發して事變に處するの途を示され更にまた國民精神を涵養振作するの聖詔を下し國民の嚮ふ所を知らしめ給へり時局洵に重大叡慮を勞し給ふことを深き臣民たるもの誰か恐懼感激せざらむ

惟ふに 聖旨を奉體して文物を恢復し國力を伸張せむと欲せば先づ官民一途力を綱紀の振攝と風俗の匡勸とに致し以て道德の向上を圖らざるべからずこれが爲には教育と社會上の施設とに待つべきこと勿論なれども非違矯正の任に至りてはこれを司法當局に待たざるを得ず殊に新奇を競ひ歴史を無視し日本情と相容れざる言動を爲す者の如きは法の適用に因り極力これが防遏に努めざるべからずしかして其處置の機宜を得ると否とは世運の泰否と國力の消長とに至大の關係あるを以て各位は特にこゝに留意せられむことを望む

明年一月一日より實施せらるべき改正

刑事訴訟法は多年の實驗に徴して現行法の不備を補ひ且つ時運に鑑みて新に規定せる條章もまた少なからず同法は國家社會の秩序と個人の利益とを保持する上に密接の交渉あるを以て各位は善く部下を指導しこれを適用せしむるに於て萬一の失なからむことを望む大正十七年より施行せむとする陪審法は司法制度の一大變革にして充分其の圓滑ならしむる必要あるを以て政府は既に其の準備に着手せり各位に於ても立法の精神を體し部下をして今より深くこれを攻究せしめ實施の曉遺算なきを期せらるべし

終に臨みて本大臣は各位がこの時局に際し職責の重大を加へたるに鑑み部下と共に勵精事に當り寒々匪躬の節を效されむことを切望す

### △法相訓示要旨

控訴院長檢察長會議の席上

九月一日關東一府五縣にわたれる激

震は火災これに伴ひて起り家屋の倒潰民人の死傷其の數幾萬なるを知らず被害の程度前古未曾有と稱せられ其の狀慘酷を極めたるは各位と共に痛恨に堪へざる所なり畏くも 天皇陛下に於かせられては深く宸慮を勞させ給ひ同月三日御内帑金を下賜して救恤の資にあてさせ給ふ 聖徳の至仁至慈なる洵に感泣の至りに勝へず尋で同月十二日大詔煥發して事變に處するの途を示され更にこの月十日を以て國民精神を涵養振作するの 聖詔を下し給へり 叡旨宏遠誰か恐懼感激せざるものあらむや宜しく朝野心を一にし發憤努力して休命に對揚せざるべからず

百事を齊へ衆功を廣め以て社會の福祉と國家の隆昌とを圖らむと欲せば先づ吏僚の能率を増進せざるべからず能率の増進は官紀の肅正より始まる蓋し規律を尙び責任を重んじ廉潔身を持ち恪勤事に當るは官吏服務の要道たり我國は今や非常の秋に際會し再度 大詔

の降下を拜す各位は先づ其の力を根本に致し部下の監督を嚴にして其の風氣を刷新し率先軌範を垂れて至誠報國の精神を發揮せしめざるべからずこれ實に刻下の急務なり各位の三たび思をこれに致されむことを望む

災害復舊に關して巨額の國費を要するは固より言を須たざる所なりよつて政府は一般經費の節約を圖らむと欲し既に大正十二年度の豫算の實行に於て政費の節減事業の緊縮または繰延を企畫せり各位はこの點に留意せられ政府の方針と相まらちて所管經費の節約緊縮に努力せらるべし

おく能はざる所なり若し今後猶これを悔めず社會の秩序を紊亂し國家の基礎を危殆ならしむるが如き言動に出づる者あらば法規の命する所に從ひて機宜の處置を爲し極力その防止を期せざるべからず

震災後應急の措置として發布せられたる緊急勅令中には民事または刑事に關するもの鮮なからずこれ等の勅令は單に震災地域の裁判所のみならず全國各地の裁判所においてもまた適用せらるべき場合あるを以て各位は勅令發布の事情に鑑み其の精神の存する所を體認し部下を指導して其の適用を誤らざらしむるを要す。

命に對揚せざるべからず

百事を齊へ衆功を廣め以て社會の福祉と國家の隆昌とを圖らむと欲せば先づ吏僚の能率を増進せざるべからず能率の増進は官紀の肅正より始まる蓋し規律を尙び責任を重んじ廉潔身を持ち恪勤事に當るは官吏服務の要道たり我國は今や非常の秋に際會し再度 大詔

社會近時の狀勢を察するに醇厚中正の風日に銷し質實剛健の氣月に衰へ放縱浮華徒に新奇を求めて詭激の言辭を弄び以て人心をト毒し立國の精神に悖り固有の良風美俗を破壊するが如き行動に出づる者往々にしてこれあり今次詔書を下し給ひて國民の自覺を促し其向ふ所を示し給ふに至りたるは惶懼

明年一月一日より實施せらるべき改正刑事訴訟法は多年の實驗に基き其の弊所を改むると同時に時世の進運に伴ひて必要な規定を設けたるものなり同法は國家社會の公安保持と個人の利害とに至大の關係ありその公布以來既に歲餘の時日を經過せるを以て各位は

其研鑽と準備とに於てかくる所なきを信ず當局に於ては新法の運用に資せむが爲新に司法警察官の執務心得を定め新にこれを脱稿したりまた別に必要なる規程を設けて併せて近くこれを通達すべし惟ふに法の實績を擧ぐると否とは一に其の運用如何に存す而して運用の任務は各位及び部下の双肩に懸るをもつて深く其の重責に鑑みよく部下を奮勵して萬遺漏なきことを期せらるべし尙ほ新法實施に伴ふ職員の配置其他諸般の準備に關しては直接局に當る者と協議を遂げ其の成案を得られんことを望む

さきに公布せられたる陪審法は大正十七年よりこれを實施せむことを期し政府は既に其の準備に着手せり安するに同法は我國において創始の制度にして司法上の一大變革に屬す各位は部下をして今より深くこれを攻究せしめその準備と實施後の運用とについて特に周密に考慮せしめられんことを望む

放者保護事業の治世上緊切にして須臾も忽諸に付すべからざることは各位のつとに諒知せらるゝ所各位不斷の努力と指導とにより今や六百七十餘の保護團體の成立を見るに至りたるは慶賀に勝へず然るに震災地域の經濟界に異常の變動を生じ多數の失業者を出したる結果延いて全國に影響する所なきを保せずこれがため新法の助長發展の特に急切を加へたるを見る 皇室に於かせられては夙に釋放者の保護に御軫念あらせられ今奉紀元の佳節に際し長くも新業のため巨萬の御内帑金を下され今次の震災に當りてもまた保護團體に對し御下賜金あり 天恩の優渥なる眞に感激の至りに勝へず希くば各位の深く聖旨を奉體して益々釋放者保護事業の助成に努力せられむことを

これを要するに非常の秋に際しては非常の快心なかるべからず不肖はこの時局に當り司直の任務の益々重大なるを顧み各位が事に臨みて銳意熱心し正

を顧みて懼れず以て奉公の誠を竭されむことを切望してやまざるなり。

### △殺人罪の増加

恐るべき傾向

司法省の調べによると九月末日に全國の刑務所に收容されてゐる囚人の數は男三萬七千六百二人、女一千三百三十四人、計三萬八千七百六十八人で八月末よりも一千七十二人、前年の同期よりも三千六十九人だけ減少してゐるが唯殺人罪は八月末よりも四十八人、前年の同期よりも百五十人の増加で、三百三十一人に對してゐるのは注目する現象である、司法當局は語る『殺人罪は近年漸次減少の傾向を示してゐたが、不景氣が人心に著るしい影響を及ぼし口論の揚句の喧嘩や、金品を乘順に出しさへすれば決して兇行を演じなかつた日本の泥棒も最近では外國式に一寸の物でも殺害して取るとか、發

見られるれば無抵抗の婦女子まで殺すとか、甚だしいのになると卑怯にも犯跡を晦す手段と、毒喰はば血迄と云つた様な非常に亂暴な状態に陥つた傾きがある、また青年が最近端々な氣分になつた爲痴情關係の殺人が殖え、自由戀愛の結果女の嬰兒殺し等も可なりある物極く最近の物としては自警團の殺人事件があるが、是は九月末の統計には極一部しか入つてゐないから十月以後の統計には更に殺人罪の激増を見るであらう、十月からの統計には震災犯罪である窃盜横領罪が非常に激増して折角減少した九月末の同犯罪統計をすつかり覆して了ふであらう』

### △九月中の犯罪

『火事泥』のいろ／＼

震災が起つて三十餘日、この間に警視廳管内に現れた犯罪は

窃盜二四一△暴行取締令一一四△放火及同未遂八△強盜一△強姦四△傷害二八△流言蜚語一〇△火藥取締法違反八△横領一七△詐欺一二△その他三六

都合四百八十件であるが、この數は毎月の統計に比較すれば十日分が渺いから正確の數ではない、併し平素の數に比べるとこの犯罪件數は多い方ではない、殊に窃盜などは殆ど土藏破り金庫破壊、搔拂であつて普通にいふ泥棒の忍び込みは僅に十八件であつて、これに暴行取締令違反や流言蜚語などの際物の犯罪を加へるとこれまでの檢擧した犯罪は全く震災に乗じた『火事泥』である、傷害なども多い方がアノ混亂な場合に際して人心が焦燥になつてゐた時だから當然な數と見られてゐるけれども犯罪は全く減つた譯ではないこれから未発見なものであばかれるものもあれば新しく犯されるものもある殊に冬期は犯罪シーズンで一般には最

も注意を要する時であるのに今年はずラック建の戸締が緩い建物が多いから市民は共に警めねばならぬ、またこの機會で婦女誘拐者が跋扈するから頼りのない婦人はうつかり他人の甘言に乗せられてはいけない現に上野方面の車夫のために良家の娘が十八日間も監禁されて居た。地方の人でイカサマものに引かゝるものも多いやうだからこの際お互に注意して犯罪を豫防せねばならぬと刑事部の主任は語つた。

### △米國に於ける受刑者取扱改良

▲犯罪學者アダム氏の記するところによると、倫敦のペントンザイル刑務所ではその囚徒の取扱ひに多くの新しい方法を採用してゐる、先づその内門のうちへはいつて見ると、そこに満開の花が植えてある、更にホームへ入れば二つの大きな花鉢がありまた切花をさ

した二つのつぼがその邊に置いてある、これはアイルスベリーの婦人刑務所に見た外、未だ曾てこの刑務所にも見たことのない現象である。

▲次にペントンヴィルの壁は、軟かな緑色にぬられてゐる、これは所長の話によると囚徒の心に最もよい影響を與へるさうである、で最近同所を訪問した紐育のエンライト氏も、それから深い印象を受け、歸國の上は紐育刑務所にも早速同様の改善を施す事にしたさうだ、それからペントンヴィルではその監房の入り口に囚徒の姓名及びその犯罪の程度を書く事をやめて、單に番號だけを掲げる事にしてゐる。

▲次にペントンヴィルでは囚徒の親戚の歩がいつでもそれを訪問することが出来るやうにしてゐる、そのまた會見は快い座席で行ふ事が出来て、以前のやうにかごの中で行ふやうな不快を與へない、囚徒は食事時間以外一日八時間だけ勞動させられる、看守には良い

階級のものを採用してゐるので、囚徒に對する取扱ひは非常に改良されてゐる、また彼等は囚徒を怒鳴りつける事を禁ぜられてゐる、從てその扱ひは個性に適應するやうになり、所長は大いに囚徒の實名を知つてゐる有様である。

▲ペントンヴィルでは更によくさうをふやし、また「名譽組」といふのを造つて、善行の多い囚徒にはその袖に名譽の頭文字(且)を縫ひ付させて置く、これ等の組の者の仕事は看守なしに行はせるのである、以上は「カンプレル式」の取扱ひであるが、同所の所長はパロールといふのを採用して、囚徒に病氣の母や妻や近親などを見舞はせる方法を講じたいと言つてゐる。

### △活動寫眞で軍兵を教育

陸軍教育總監部では全國の各師團に

活動寫眞映寫機を常置する計畫で既に米國に向けデプライ型映寫機二十二臺、アクメ型映寫機二十三臺を註文し近々着荷の豫定であつたが今回の震災の爲延着したので明春匆々からやることになつた右に關し參謀本部の御園長大村大佐は語る最新軍事思想を一般に普及せしめる手段となつた。即ち入營から在營中に於ける各種の演習、機關銃の操法、新式體操、乘馬方法、隊形のうちぶつた戦法、發煙彈の射擊、航空隊の活動など經費や設備の關係から地方の師團では實驗し得られない様なものをことごとく回覽せしめ在營期間の短縮された現役兵の教育の充實を計るつもりである。

### △指紋寫眞の採取は

維也納が世界一

數は千里の二百萬人分  
日本は決して劣つてゐない

最近ホルムルから歸朝した警視廳鑑識課の寫眞課技師金澤重威氏は語る

我々が現在やつてゐる犯罪寫眞の撮り方は漢堡の例によつるので先づ第一に漢堡の警視廳を訪問した。そこは非常に整頓し設備も非常によいが都會が小さいだけに數が少く今日では東京の様な大都市に當てはめることは出来ない、伯林は思つた程ではないがドレスデンは非常に進歩してゐる維也納は戦に定評があつたが完全に近い程發達してゐる。殊に現場指紋寫眞採取の方は全く世界一で獨逸の都市は皆それを模倣してゐるといつてよい、羅馬は刑事警察と學術研究とが成功して開けた所で指紋の取扱者は非常に熟練してゐるし鑑識課に大學教授を置いて學術と技術との連絡的研究を圖つてゐる、巴里は犯罪寫眞の最も進歩してゐる事である有名である。各國の状態は一長一短あり綜合すれば我國も決して悲觀す

べきではないと思ふ、世界で犯罪寫眞指紋寫眞の一番多いのは巴里であり二百萬人分もある、而して第二は日本と紐育で共に五十萬ある又指紋の電送といふことが米國でやかましくいはれてゐるが未だ完成せず且費用が嵩むので思ふ様には出来ないらしい。

### △地震に強い家

弱い家……警視廳の調査

帝都復興の先決問題として、どんな家屋が耐震耐火上有效であるかと云ふ研究は、各専門家によつて盛て行はれてゐるが、最近警視廳建築課では、こ

うした研究の基礎材料を得る爲、地震によつて倒壊した家屋を詳細に調査した、即ち左の如くである。

- ◇木造全壊一四八七、半壊一四八八
- ◇大破損二四八二
- ◇石造全壊一八、半壊二一、大破損二二
- ◇木骨石造、全壊六、半壊一三

### △最も防火に役立つ樹木

つ樹木

椎、櫻、銀杏

農商務省山林局の田中技師は大火災後帝都の樹木が如何に防火に役立つた

- 大破損一
- ◇木骨煉瓦造、全潰一、半潰四、大破損七
- ◇煉瓦造、全潰五一、半潰九〇、大破損七四
- ◇鐵骨煉瓦造、全潰四、大破損二
- ◇鐵骨コンクリート造、大破損一
- ◇鐵筋コンクリート造、全潰六、半潰四、大破損六

右によると最も頑丈な建築物は鐵骨コンクリート造り、次は鐵骨煉瓦造り、鐵筋コンクリート造の順で、最も弱いのは矢張り木造煉瓦造、石造などである、また住宅より商店及工場の方が遙に耐震力があると。



かについて調査中だつたがその結果を發表した曰く「公園社境内その他市内各所の樹園が大火と戦つたのは非常なもので概してシヒ、カシ、イテフ等是一種の魔力があるかの如く防火の功を奏した例へば淺草觀音堂や五重の塔の焼けなかつたのは主としてイテフの大木があつたの建物をとり巻きその枝葉がノキまでのびてゐたからで湯島天神にもイテフ、シヒの大木があり上野公園芝公園もカシ、ケヤキ等が防火林となつた爲にたすかつたこれは正に功一級金鶏動章の樹である、これに反して兩國公園、蠅蝨公園等全焼した

小公園はサクラ、カヘデ、クロマツスギ等燃えやすき小樹木が多くあつた今戸公園もさうである、今市内の樹木で防火力の最も強かつたものを擧げて見る、シヒ、シロカシ、イテフ、タブ、アカカシ、モツコク、タラエウ、カウヤマキ等また小喬木の類では、マサキ、ヤツデ、アラキの順で、また防火力の

弱かつたのはスギ、マツ、カヤ、モミカヘデ、サクラ等である、この經驗により帝都復興には防火樹帯をつくる事をわすれず主要道路や公園邸宅の境界には必ず設けてほしい、今戸公園や被服廠でも防火樹があつたらあられだけ多くの焼死者を出さなかつたらう。なほ例ひ公園に防火樹を植ても燃え易き茶屋四阿その他の建物を雜然と建てては何にもならぬこの點も大いに考慮の必要がある」

△木材の防腐保存法

(林學博士 三浦伊八郎氏談)

日本は世界屈指の進歩せる林業國で森林の面積が國土の大部分を占めてゐるにもかゝらず、その生長量は消費量に及ばざること遠く、ために林木の著積は著しく減少しつゝある。日本既に然り、まして貧林國たる英佛、伊は勿論、獨、米においても、林産物の自給は困難であつて、ロシア、スエーデン、ノルウエー、フィンランド、カナダの如き天然林の豊富な國

に供給を仰いでゐるといふありさま。支那、インド、アジアの西部、アフリの大部、北部等も今は荒廢に歸し南米の大部、濠洲等は人も知る原野地であり、また熱帯には森林が少いので、世界を通じて林木の生長量は、到底消費量をみたすに足らぬ。

将来益々人口増殖し、人文の進歩に伴ふ物資の需要増大するにおいては、木材の饑饉を來たすべきは極はめて明瞭である。

ゆゑに今後は出來得るかぎり、木材の消費を節約すべきで、たとへば木造建築を鑄物質材料に變更するとか、電柱、枕木などにも、コンクリートの如き殆ど無盡蔵に存在する無機物を用ふるといふ風にするのも一策、あらう。しかし如何に木材が貴重だからとて優良な鋪木道を廢して不愉快なコンクリート道や、鋪石道にすることは少くとも文化生活の退歩である。鋪木道の缺點は敷設法の進歩によりこれを補ふべきである。たゞ木材は種々の原因により破損され、或ひは腐朽するものであるから、

その保存期を延長するためには木材保存法の應用が必要である。木材が腐朽するのは菌類が寄生して諸種の酵素を分泌し木材を組成する物質を分解するによる。

ゆゑにこれを乾燥して菌類の寄生に不適當ならしむるか、或ひは殺菌性の薬剤を使用すれば、よく腐朽をふせぎ保存年限を延長せしめ得る。今日數百年若しくは千年以上の建築物が保存されてゐるのは、敷石も床も共に高く、床下の通風がよくて、常に乾燥状態にあるからである。

然るにこのごろ出来る木造洋式建築物はおほく床下を密閉し、或ひは僅に小孔を通ずるのみで、常に濕潤なる空氣を停滞せしめてゐるので、床下はまるで腐敗菌の培養所の如き觀があり、建築物の壽命を縮めること甚だしい。木材腐朽の害の最も著るしきは、土に接し、常に濕潤せる所と乾濕こもも至る所である。冷たい淡水では却て腐朽しない。

防腐法としては「コルタル」や「レオソート」の類を注入するのが最も有効で、歐洲では數年來「ディニトコ

フェノール」や弗化物を注入してゐる。また用途により、丹礬、昇汞、鹽化亞鉛、その他諸種の鹽類を使用する場合がある。

菌類に次いで木材壞敗の原因は虫類の喰害である。殊に地面に接する。臺は白蟻の害を受くるのみならず、乾燥状態にある建築、器具用材等も、甲虫類蜂類等のために喰害せらるゝ。蜂類等の防虫法は前に述べた防腐法とほぼおなじであるが、時としては特に砒素劑を使用することがある。

歐米では多數の防腐工場を有し、米國の如きはその數一百もあり、年々二千萬石の木材を處理してゐる。木材國たるわが國では未だ一指を屈するに足らない。

◇星製藥會社の主義方針

會社の主義及方針は、其販賣組織と重大なる關係がある。販賣人の教養に全力を傾注したる星製藥にも其主義と方針とを明示せる本領がある。次に其一、二、三を掲記する。次に其一、本社は親切第一を主義として、營

利事業を経営しつゝ、社會奉仕を爲し其並行の可能なる世界に示さんとする在り。

二、各員は本社の事業に對し、プライドを抱持し、責任の重大なるを感じ世界の同業者中最善最大の會社たらしむることに努むべし。

三、自治の精神に基き協力一致其事に當る可し、自治は人類の本能に發し吾人共同生活の能率を増進し幸福の源泉なり。

協力一致は大事業を成すの要素なり四、親切第一は本社の守本尊なり。會社及同僚に對し親切なる可きは勿論之を物に及ぼし親切第一を以て萬事を處理せよ。

不親切の非難あるべからず。五、微笑せよ、微笑せよ、唇頭に微笑を含みて職務に従事せよ。

六、自己に親切なれ、何人にも親切なれ、職務に親切なれ、時間にも親切なれ、物品に親切なれ、金錢に親切なれ。

親切は平和なり、繁榮なり、向上なり、親切の前には敵なし。親切は世界を征服す。

大正十二年十月中入出在監竝月末在監人員 (△減)

越員入監出監現員  
 前月末日  
 前年同月  
 末日現在  
 前月比較  
 前年比較

受刑者	3,766	2,966	3,242	2,552	3,766	3,766	4,520	△1,754	△3,766
刑事被告人	3,618	2,666	3,477	3,377	3,618	3,618	2,755	1,024	1,101
勞役場留置者	1,165	1,947	1,212	1,214	1,165	1,165	1,234	5	△7
乳兒	9	5	7	7	9	9	16	△2	△9
總計	8,658	6,583	7,403	6,960	8,658	8,658	9,522	△864	△1,864
男	4,404	6,484	6,400	4,378	4,404	4,404	4,910	△506	△1,506
女	1,354	309	393	1,236	1,354	1,354	1,354	△19	△138
計	4,259	6,793	6,793	4,514	4,259	4,259	4,525	△266	△1,266

備考  
 內朝鮮人受刑者男三三五人女三人 刑事被告人男三六六人女一人 支人受刑者男四四人 刑事被告人男四人 伊人受刑者男一人 葡人受刑者男一人アリ

大正十二年十月中在監者人員表

小市	77	26	77	3	2	2	77	77	77
多摩	151	36	29	3	2	2	191	191	191
巢鴨	15	—	15	—	—	—	15	15	15
橫濱	1,741	—	1,741	—	—	—	1,741	1,741	1,741
浦和	454	—	454	—	—	—	454	454	454
千代田	499	—	499	—	—	—	499	499	499
水戸	477	—	477	—	—	—	477	477	477
宇都宮	477	—	477	—	—	—	477	477	477
前橋	477	—	477	—	—	—	477	477	477
靜岡	477	—	477	—	—	—	477	477	477
甲府	477	—	477	—	—	—	477	477	477
長野	477	—	477	—	—	—	477	477	477
新井	477	—	477	—	—	—	477	477	477
大京	477	—	477	—	—	—	477	477	477
合計	7,766	2,666	7,766	3,377	2	2	7,766	7,766	7,766









一、新潟及長野刑務所ハ 各其ノ支所ニ於テ裁判確定シタル十八歳未満ノ男受刑者ヲ收容ス

備考 本表ニハ刑事被告人ノ特別設備ヲ除外ス

本表中ニハ「○」印ヲ附シタルハ各其ノ刑務所ノ一部分ニ特別設備ヲ有スルモノノ……ハ無條件又ハ他ノ欄事項トノ聯繫ヲ示ス

震害復舊迄當分收容區分ヲ左ノ通變更ス  
小菅刑務所へ收容スヘキ者ハ左ノ四箇所ニ分割シテ收容ス

特別設備	年 拘 禁		期 其ノ他	移 送 刑 務 所
	年	齡		
千葉刑務所	成	年	十五年以上	市谷、浦和、横濱、水戸、宇都宮、前橋、小田原少年
甲府刑務所				新潟、長野
三重刑務所				静岡、名古屋、岐阜、滋賀
岡山刑務所				福岡、金澤、富山

備考 十五年未満ノ者ハ當分裁判確定シタルトキノ刑務所ニ收容ス但市谷刑務所ニ於テ裁判確定シタル者ハ

初犯者ハ豊多摩刑務所、累犯ハ巢鴨刑務所へ移送ス

小田原少年刑務所へ收容スヘキ者ハ左ノ通川越少年刑務所へ收容ス

川越少年刑務所 小田原少年刑務所へ移送スル受刑者  
市谷、浦和、千葉、水戸、宇都宮、前橋、  
横濱及静岡ハ在來ノ通

### 彙 報

#### ◆福井刑務所便り

當所收容者護送用として馬車使用の處當市は比較的道路幅員狭く加ふるに裁判所への通路に公設市場其他の賣店設立の爲め街路の雜踏一層頻繁折柄刑務所の護送馬車の往復は頗る危険視せられ且つ通行妨害ともなり進化した該物件の往復の適當を認められ憂慮に堪へず依て自動車壹輛購買方調査候に價格金貳千參百圓にして壹ヶ年經費約壹千圓を要す現今の馬車經費より低廉を認められたるにより其筋へ設置方申請せしも神戸刑務所の例に倣ひ請負に付すべしとの通牒により再調査を爲すに三ヶ年の出延平均を標準として壹ヶ年請負金八百四拾圓の費用見積書を提出せり故に自動車使用方承認を受け實行せり隨て在來使用せし馬壹頭護送馬車貳臺厩舎壹棟馬車置場壹箇所駟者一人馬丁一人不用となり護送馬車は他刑務所にて入用の向あらば保管轉換差支なし其他は相當處置を遂げたり自動車と護送馬車の經費比較は左の如き對照にして節約上多少の効果と便利を得たり。

大正十一年度實費額(一ヶ年間經費)

#### 馬車賃 其他

計 五〇・二・四〇  
一、〇三・四・二五〇  
一、五三・六・四九〇  
八四〇・〇〇〇

自動車使用料  
自動車制式は普通乗合用にして外見防止の爲め窓掛を付す内部の戒護は看守同乗するもの

#### ◆刑務教誨諮詢會

十二月六日より三日間東西本願寺聯合で東本願寺内で刑務教誨諮詢會が開かれた協議事項は左の如し  
 (一)刑務教誨研究所として特に急設を要する事業如何、  
 (二)教誨師成績考査の適切なる方法如何、(三)第二回刑務教誨講習所の施設上特に講究を要すべき點なきや、  
 (四)刑務練習指導及成績判定の方法如何、(五)民風作興に關する大詔の趣意を刑務所收容者に徹底せしむる教誨上の用意如何、(六)本宗教誨の本義が他力信念を徹底せしむることありとせる從來の教誨教務上改善を要すべき點なきや若しありとせばその要點如何、(七)教誨の組織的研究に關する方法如何、(八)今次の震災に鑑み將來の刑務所内の非常事變に際して教務上執るべき適當なる

措置如何。

### ◇生田司法屬の轉任

生田一雄氏は司法屬より外務省書記生に轉任され近々天津領事館に赴任する。嘗て本會は同氏に對して中華民國に於ける刑事制度と刑務協會事業經營狀況の調査報告方を囑託した。

### ◇宮崎刑務所新築教誨堂

#### 入佛式概況

宮崎刑務所は大正八年度以降新築工事に着手し、既に其八分通り成就し來年度限り全部完成の豫定なるが、事務所は本年六月落成し、階上の教誨堂も完全に其工を了へたる處今日本派本願寺より佛具其他一切佛具の寄贈を受けしにより十一月二十三、四日兩日を期し入佛式慶讃法要を執行せり。

先づ十一月二十三日前八時刑務所長初め幹部一同並に看守總代は一星餘も歸たる宮崎郡城ヶ崎町寶泉寺(當所教

務主任原田義教氏の自坊)に至り恭しく奠きに逗留中なる佛像を迎へ途中極めて嚴肅莊重なる奉迎行列の下に沿道群衆の迎禮慶讃を受けつゝ午前九時三十分形務所に達し、職員一同門前に整列し慶喜出迎へて鄭重に教誨堂に安置したり。

かくて午前十時より在所者及職員全部着席極めて靜肅莊嚴に遷佛供養を修行したり。

翌二十四日本派本願寺より教務部長遠山正導氏代理として贊事深井惠照師參勤せられ來賓としては齋藤宮崎縣知事諸隈裁判所長山田檢事正長峰代議士山元縣會議議長波邊同副議長を初め宮崎町に於ける各官廳の長及高等官會社銀行新聞社學校各組合團體等の長は勿論縣下各郡長宮崎郡内及び日州保護會支部所在地の町村長辯護士其他刑務所に關係ある縣下各有力者等殆んど縣下一洒の來賓百八拾名の多數に達し、殊に參列法中は特に宮崎縣下全般の各宗に亘りて住職の參列者百參拾餘名に及び刑務所としては實に未曾有のことなるのみならず縣下に於ても實に稀なる來賓を網羅せり。

入佛式は午前十時刑務所長開式の辭に始まり君が代合唱の後原田教務主任大導師として出動開扉一同教禮の上入佛式慶讃法要に移り次て大導師表白文讀讀後本願寺特派深井

贊事の燒香あり。次に長谷場刑務所長の式辭朗讀、齋藤知事、諸隈裁判所長、山田檢事正、長崎代議士獅子自警視等の祝詞演說あり大州鹿兒島教區管事祝辭の代讀最後に深井贊事の十二因縁の譬論を含める有益なる教誨及び大正十二年十一月十日煥發されし精神振作の詔言に對する訓話ありたる後閉扉、刑務所長の挨拶にて式を終る。時正に午後一時三十分なりき。當日は早朝より秋雨蕭々心氣自ら肅然たるものあり。法要中は勿論導師出動開扉より各燒香閉扉退場に至るまで終始佛樂合奏により進退し、堂内靜謐頗る莊嚴を極め、眞に法悅妙樂の境に在るが如く、特に在所者に取りては衷心より自然信念の萌芽を生じたる感あり。彼等の感激著しきものあり。尙ほ來賓者は在所者に直面して其謹慎恭謙の狀態を見て感動の狀殊に著しく、何れも行刑の精神感化盡瘁の苦心を諒解し延いて保護事に就き一々の同情を惹起し、眞面目に其感想を披瀝したるもの甚だ多かりき。

式後一般在所者には佛前供養の饅頭を分與し來賓僧侶各位には別室にて心ばかりの祝意を表したり。

## 會 報

### 震災功勞刑務職員の表

九月一日の大震災時に於ける刑務職員の功勞表彰者は前々號本誌に於て掲載して置いたが市谷、巢鴨、豊多摩の三刑務所職員の表彰式は都合上擧式を延期されてゐたが、去る十二月二日午後三時本協會内に於て盛大に左記の通り刑務賞與授與式と併せて舉行された。本協會よりの表彰者に對しては會長たる山岡局長より、刑務賞與は各所屬の刑務所長より夫々授與する浦和刑務所にては十二月十一日同所に於て表彰式を舉行せり。

刑務協會よりの表彰者は

- 市谷刑務所 十八名 巢鴨刑務所 三十名
- 豊多摩刑務所 十四名 浦和刑務所 八名
- 尚右四所の幹部職員にも慰勞金を贈り表彰した。
- 刑務賞與授與者は
- 市谷刑務所 百九十六名 巢鴨刑務所 二四六名
- 豊多摩刑務所 百四十九名 浦和刑務所 名



市谷、巢鴨、豊多摩の三刑務の授與式に際し山岡局長の訓示並に來賓岩村秘書課長の祝詞の大意は左の通りである

□山岡行刑局長訓示の要旨

本日は諸君と會し今度の大地震の非常事變に對し職責上に功績を盡したる多數の諸君に表彰賞與を行ひたる次第誠に諸君と共に嬉ぶ所なり、此際一言挨拶に代へ所感の一端を述べ。

詢に刑務官諸君は今度の大地震に對して能く職責を完ふし官吏として責任を完全に履行せられたる次第は我々司法當局として諸君に多大の敬意を表する所なり又一般官吏に對して誠に誇りとする所で御承知の如く刑務のことは完全なる設備ありてこそ諸君は任務を行ひ使命を果たし易きに拘はらず、最も重要とする設備の外圍が大地震の爲めに殆んど破壊し盡され、外壁は全く何等用を爲す能はざるに至りしより諸君の任務は形容する能はざる困難を加へ、重き任務となるに至る。然るに克く献身的に努力され多大の犠牲を拂ひ戒護の實績を擧げて各刑務所ともに一人の逃走者を出さざりし諸君の行動は一般に對し模範とするに足るべく、又身を犠牲にして家族ある者は家を外にし、此事に沈着に従はる。この空前の大事變の場合に沈着に職責を盡さ

□來賓岩村秘書課長祝詞の要旨

この盛典に列し御祝詞を述べはるは光榮とする所なり。行刑局長より御挨拶ありて、その中には御訓示もあり其大半は今日の盛典の御祝詞であつた。予から付言する所な

し、然し予の所感を一言申上げて祝詞に代へたい。

九月一日大地震の非常の慘憺たりしは云ふ迄もない、其損害は云ひ盡せない程度である。刑務所の横濱は東京に比すべきでなかつたのである。然るに此の突嗟の間に於て各刑務所に於ては諸君は殆んど身命を賭して戒護に當られ、其後の處置に就ては諸君は日夜計畫を立てられたる結果として、一人の逃走者なく、戒護を完全にされたるは我々司法當局として非常に感謝する所である。局長のお話の通り戒護の大切な建物が破壊され、人力のみに依るの外なき斯かる危険なる状態に於て各位が完全に職責を行ひたるは全く奇蹟と云ふも過言であるまいと思はる。司法部は素より我々司法部に係るものから一層意を強ふするものがあると思料す。諸君の犠牲的精神は獨り刑務官のみならず一般官吏の範とするに足るのである。然し過去に過ちなきを見て未來を忘れてはならぬことである。世間では今次の震災に對し「禍を轉じて福と爲す」と云つてゐます。この大事變に際し我々が幾多の教訓と經驗を得たのである。この經驗に依つて、我々が將來司法刑務の功績を擧ぐることに考へねばならぬ。斯くの如き事變に際し我々が參考すべき法則は(一)心の法則と(二)心以外の法則とを考へなくてはならぬ。我々は常に此の類似の事變に處することを考へ

れたることは全く平素の心掛けの宜しかりしに因ればこそ諸君の各自が犠牲的活動となり、職責を完からしめたるに因る。これによつて東京市民廣く日本全體に屬し民心の安寧に對し効果を現はし、此ことに依つて我々行刑の方面に携る所のものが、社會に認識されるに至り、世間よりは注意と了解を得るに至り官廳は素とより民間有ゆる階級に知れ渉るに至る、故に將來倍々職務に盡され世人に向て職責の如何に重大なるかを認識し解せしめ益々良果を收むべきなり、希くば刑務の實績を擧ぐるに一層の御盡力を願ふ。刑務のことたる緊張を失ふては到底實績を見ること難く、在來の如く人を拘束して逃走なくば足れりとしたる時代にあらざるべからざるなり。この意味に於て熱心に研究し職務に従事し價値付け事業の一層進歩發達を圖り、以て如何に大切な事なるかを世間に認識せしむるやう努力あらんことを切望する所なり云々。

ねばならぬのである。建物、外壁全く破壊されたのであるから、設備に付ては研究を進め、將來如何にすべきかの問題、又心の方面に付ては昔時より教へらるべき所がある。支那には儒教あり、印度には佛教あり、哲學あり、基督教あり、心を養はるべきものがある、この法則を諸君が能く研究して今日から種々先覺者の言はれたる所の心の法則を研究して、事變に處することを研究し、更に心の方面より物の方面にも常に研究を怠らず進め行きたいのである。刑務官が偉大な事績あるは畢竟心の研究が出来てゐた爲めに規律的に職務の全きを致されたので、又心の立派であつた、爲めに國家の爲めに働かれたのである。平素に於て心の方に力を得られたる結果である。然らざれば家族を顧みずして職の爲めに働くことを爲し得ざりしならん。心の訓練ありて心の法則が立派に出来てゐたからである。故に斯くの如く職責を擧げられたのであると信ずる。此の事變が東京も横濱の如きことであらば、必ずや東京の刑務官も多數の功勞章を授與されたる者があつたであらう。その訓練ある心で發揮せば如何なる功績を擧げ得られたかを思はしめた。將來司法部の助力と研究とを待つて職務の爲め、犠牲的精神に依つて、平素に於て行ふことに訓練せば如何なる事變に遭遇するとも司法部のことに付ては誇りとするに



# 日本法政新誌

一月一日發行

第廿一卷第壹號

(定價五十錢郵  
稅一錢五厘)

34

震災に因る火災保険金支拂問題に就て……………菰淵清雄

凶災に直面して(民事政策的考察)  
震災事件の處理……………寺崎勝治

震災前後の地方財政……………船田中

帝都震災後の借地借家爭議調停の概略……………遠藤登喜夫

ギールケに於ける有機體の概念……………船田享二

犯罪心理學より觀たるゲルハルト、ハウプトマンの人々……………濱尾四郎

A「日の出前」に就ての考察……………島田武夫

行爲の違法性……………片山通夫

抽象的裁判と具體的裁判……………

漫録雜纂其他……………

發行所

東京神田三崎  
町日本大學内

日本法政學會